

予 算 決 算 常 任 委 員 会

総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 10 月 6 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、中平副分科会長、上田委員、林委員、綾城委員、
江原委員、ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 田中委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長、岡本次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議（10 月 4 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 2 時 25 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 10 月 6 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

吉津委員長 おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

これより、10月4日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について審査を行います。それでは、9月定例会議案第17号「令和3年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに行います。はじめに、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林三隅支所長 おはようございます。三隅支所所管の令和3年度一般会計決算につきましては、歳入歳出決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおりで、特に補足説明はございません。

松崎日置支所長 日置支所所管につきましても、歳入歳出決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおりであり、特に補足することはございません。

平岡油谷支所長 油谷支所所管につきましても、令和3年度の決算書並びに主要な施策の報告書に記載のとおりで、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 主要な施策の報告書25ページ、26ページ、28ページ、これは3支所さんにお尋ねいたします。「市民が主役の地域活性化事業」について、主な事業内容について実績をお尋ねいたします。

小林三隅支所長 市民が主役の地域活性化事業は、自治会やまちづくり団体などからの要望により、生活基盤の改善や地域の活性化につながる事業、公的な課題の解決に資する事業を実施しております。令和3年度の事業としましては、主要な施策の報告書25ページにお示しをしておりますが、市民協働を推進する事業では、地域活性化への取組として、三隅川鮎放流事業のアユの稚魚の購入、いこいの森の俳句看板の設置工事を行っております。地域の安全・安心を確保するための取組については、準用河川の護岸の修繕や橋梁の手すりの修繕などの実施、地域の環境整備を促進するための取組では、同じく準用河川の土砂の除去や環境美化を啓発する看板の設置、福祉や教育に関する取組では、通学路

で転落の危険性がある箇所に転落防止柵の設置を行ったところでございます。災害等で緊急を要する事業につきましては、昨年 8 月の豪雨により発生した土砂の取除きや倒木等の除去を行いました。

松崎日置支所長 それでは、日置支所からお答えいたします。令和 3 年度の市民が主役の地域活性化事業につきましては、予算額 500 万円に対して、実績は 456 万 1,590 円で執行率 91.2%でございます。内訳としましては、地域の安全・安心を確保するための取組が 8 件、地域の環境整備を促進するための取組が 7 件、福祉や教育に関する取組が 1 件、合計 16 件であります。主な事業内容ですが、地域の安全・安心を確保するための取組では、日置支所が管理しておりますグラウンドの遊具の修繕について市民から市に提言がありましたが、腐食が酷いため全面改修が困難と判断し、急遽、遊具の撤去工事を行いました。また、市道と県道の交差点に設置しておりました交通安全啓発塔について、県道の区画線等の施工に伴い、急遽、撤去工事を行いました。次に、地域の環境整備を促進するための取組では、自治会から市道と民地の境界付近の雑木、支障枝を伐採したいという要望を受け、高さが低い雑木等につきましては地元自治会で伐採を行い、大型の雑木等の伐採については本事業で実施し、地元自治会と支所が共同で作業を行いました。最後に、福祉や教育に関する取組では、青少年健全育成啓発用看板について、小学校の児童が学校活動の中で、標語やデザインを考え、啓発用看板を改修した事業がございます。

田村油谷支所主幹 それでは、実施事業の各項目のうち、主なものをお答えいたします。地域活性化への取組、これは 2 件でございます。一例としまして、ゆや棚田景観保存会からの要望により、東後畑展望広場の整地に際しまして、真砂土を原材料支給しております。続きまして、地域の安全・安心を確保するための取組でございます。これは 5 件ございました。一例といたしまして、川尻川の公衆用道路、赤線が川沿いにごございます。そこに設置されました張り出し構造物、これが老朽化により崩落の危険があるため撤去し、撤去後は、自治会が都市建設課が所管しております生活道路環境整備事業で安全施設を設置しております。続きまして、地域の環境整備を推進するための取組でございます。これは 2 件ございました。一例といたしまして、大浦漁港周辺におきまして、マグロの養殖のエサにカラス等の鳥類が群がり、近隣住民への糞被害や窓ガラスが割れる被害などが続いております。地域住民の生活に支障をきたしております。また、そのために大浦漁港カラス被害対策協議会を立ち上げまして、カラス捕獲施設を設置するにあたり、捕獲檻の資材を支給したところでございます。続きまして、福祉や教育に関する取組でございますが、河原浦の帆柱川、ここに水門がございますが、これが老朽化しまして、通学路が冠水し、通学路の迂回を余儀なくされたということで要望がございましたので、水門の修繕を

行ったところでございます。続きまして、災害等で緊急を要する事業でございますが、台風 14 号のときに油谷向津具の水岬で公衆用道路が一部崩落をしました。その世帯でございますが、利用者が高齢で独居で介護等のサービス等も受けられておりますので、応急的に復旧工事を行ったところでございます。

綾城委員 わかりました。続いて、この事業に関連して昨年の決算では田中委員から、「今まで聞けなかった若い世代の方達の声を引き上げてほしい」というような質疑がありまして、それに対して各支所長からは、「各種団体、民生委員、PTA などの保護者の方々にも周知していただく」と、「今後、幅広い方々に事業説明を行って声を引き上げていきたい」というふうに答えられておられます。この令和 3 年度事業の執行に際しまして、どのように努められたのかお尋ねいたします。

小林三隅支所長 昨年、決算議会において「若い世代の人たちの声を引き上げていただきたい」との質問で、「幅広く周知していく」と回答しております。そのことから、決算議会終了後の直近であります 10 月の定例民生児童委員会において、民生児童委員さんの方に事業概要説明を行いました。その中で、子育て世代の団体等への周知のほうをお願いしております。

松崎日置支所長 昨年の令和 2 年度の決算審査において、私のから「子育て世代の方に、例えば保育園の保護者の方、学校の PTA の方にこの事業の周知をしっかりと行っていき、声をしっかりとあげていただけたら」ということでお答えしております。そこで令和 3 年度は、各自治会、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会等の団体のほかに、子育て世代の学校・保育園の保護者団体等の代表者にも本事業の説明を行い、幅広い世代の方々に周知したところでございます。その結果、地域の安全・安心を確保するための取組や地域の環境整備を促進するための取組については、例年、多数要望いただくところですが、令和 3 年度は青少年健全育成市民会議日置支部から福祉や教育に関する取組について事業要望があり、事業を実施したところでございます。

田村油谷支所主幹 油谷支所におきましては、自治会長集会ですとか、まちづくり協議会の総会において、会議等があった場合に事あるごとに事業説明を行いました。子育て世代の保護者や PTA の声を事業に反映するために、油谷地区家庭教育支援チームという団体がございます。そこに声掛けをいたしました。令和 3 年度の申請には至りませんでした。今年度申請される予定でございます。今後も若い世代の方々の要望を引き出せるように、事業周知に努めていきたいと思っております。

綾城委員 わかりました。続きまして、3 支所さんにお尋ねいたします。歳入歳出決算書 88 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」、まず三隅支所費ですね。不用額が全体として 83 万 2,950 円となって

おります。これは、他の 2 支所さんでも不用額が計上されておりますけれども、それぞれの不用額についてお尋ねいたします。

久行三隅支所長補佐 不用額 83 万 2,950 円については、030「市民が主役の地域活性化事業」及び 900「三隅支所費」の細節の不用額の積み上げとなります。主な不用額としては、「三隅支所費」の修繕料 26 万 7,545 円が一番額が大きく、続いて光熱水費が 16 万 8,879 円、複写機使用料が 12 万 2,600 円となっています。

松崎日置支所長 決算書 89 ページから 90 ページの第 12 目「日置支所費」の不用額につきましては、令和 3 年度は 150 万 5,499 円であります。令和 2 年度の不用額は 214 万 1,986 円で、令和 3 年度と比較して約 63 万 6,000 円減少しております。不用額の主な理由としまして、まず 1 点目として、事業コード 900、日置支所等の施設維持管理に要する日置支所費需用費修繕料が、当初見込んだ金額より少ない金額で執行できたところであります。特に、支所が管理する建物等が老朽化していることから、緊急的な修繕にかかる予算を予備的に計上しておりましたが、令和 3 年度は大きな建物・備品の修繕がなかったことから、約 55 万 7,000 円の不用額となっております。2 点目として、事業コード 030「市民が主役の地域活性化事業」について、予算額 500 万円を計上しておりましたが、実績額として 456 万 1,590 円となり、執行率は 91.2%と前年度の 77.0 パーセントより高い執行率ではありますが、約 43 万 8,000 円の不用額となっております。

田村油谷支所主幹 歳入歳出決算書 92 ページでございますが、不用額全体額として 581 万 1,109 円となっております。不用額につきましては、「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」、「市民が主役の地域活性化事業」、「油谷支所費」の 3 事業の積み上げとなっております。不用額の主なものでございますが、「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」の業務等委託料の残額が 228 万 4,950 円であります。これは、委託料の予算額が 250 万円でしたが、執行額が 21 万 5,050 円となったところによる残額でございます。この委託料につきましては、油谷地区小さな拠点づくり基本計画の策定に関わる委託料でございますが、基本計画調整業務のみを委託しまして、自前で印刷・製本等を行ったことによるものでございます。その他、不用額の大きいものとして、「市民が主役の地域活性化事業」の業務等委託料 62 万 5,814 円、同じく「市民が主役の地域活性化事業」の手数料 60 万円となっております。これらにつきましては、予算費目に該当する業務がなかったことによります。

綾城委員 わかりました。続きまして、三隅支所さんにお尋ねいたします。歳入歳出決算書 88 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」、説明コード 900「三隅支所費」、こちらの施設維持補修工事 341 万

円となっておりますけれども、この事業の内訳と課題についてお尋ねいたします。

久行三隅支所長補佐 施設維持補修工事は、三隅支所の事務所内のエアコンが老朽化により故障したことから、室外機 1 台とエアコン 2 台を取り換えたものです。三隅支所は、平成 13 年に三隅保健福祉センターとして運用開始して約 20 年経過し、エアコン等の設備の老朽化が進んでいることから、計画的に取替工事を行うこととしております。

綾城委員 こちらの維持管理費について 1 点です。油谷支所さんは今、小さな拠点づくりのほうでいろいろありますので割愛させていただきますけれども、日置支所さんについて、施設の維持管理費に関してどうなっているのかお尋ねいたします。

松崎日置支所長 日置支所では、令和 3 年度においては、施設維持補修工事の実績はございませんが、支所が管理しております施設については、一部の施設で経年劣化している状況でございます。そこで、施設の維持管理につきましては、令和 3 年 6 月に市が策定した「長門市公共施設簡易点検マニュアル」に基づき、施設、建物・設備等の定期点検や警戒緊急点検などを行っております。本点検は、施設の劣化等に起因する故障等を早期発見、早期対応することにより施設の改修範囲の拡大を防ぐことができるとともに、人身事故等の重大事故を未然に防ぐことができます。また、点検後の適切な処理により改修費を最小限に抑えることができます。なお、定期点検は年に 2 回、台風等の警戒緊急点検は、警報等の発令により警戒が必要な場合に実施する点検と、災害等発生後又は警報解除後に実施する点検がございます。そのほか月 1 回程度の日常点検がございます。引き続き、日置支所においては施設の定期点検等を実施し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

綾城委員 わかりました。続きまして、主要な施策の報告書 27 ページ、「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」、これについて 1 点ほどお尋ねいたします。これは、以前も委員会の所管事務調査でお話させていただきましたけれども、改めまして、この中に令和 3 年度の主要な施策の報告書では油谷支所第二庁舎からの施設移転補償費 500 万円というのが計上されています。これは 250 万円ずつを 2 つの施設事業者さんにお支払いをして、移設費用に充てたということだと思いますけれども、これはやっぱり以前もお話しましたけれども、当初、複合施設を建てるという話ではなくて、現在地に建て替えるにしても大型のものは建てませんよと、いろいろ縷々話があったことから、今までの第二庁舎から出てくださいといったところで移転になったと思うんですけれども、これは蓋を開けると、結果、やっぱりここに複合施設を建てるよという話になっております。これは、やっぱり方針がコロコロ変わりすぎているというふうに思いま

す。そのあたりちょっと苦言を呈したいなというふうに思います。行政的には、この判断が間違いなかったというふうに思われているのかお尋ねいたします。

平岡油谷支所長 福祉団体とは、令和元年度からあくまでも将来の油谷支所等の整備、配置を前提として施設の移転にかかる協議をさせていただきました。その中で、第二庁舎を解体する必要があるための施設移転という点は当初から変わっておらず、福祉団体側から一定の理解をいただいた上で移転先の確保に向け、関係課とともに協議のほうを続けてまいったところでございます。令和3年度の移転等の補償費 500 万円が予算化、移転先の決定から新施設への移転という流れは双方合意のもと進めてきたものであり、市として判断に間違いはなかったものと考えております。

綾城委員 わかりました。500 万円の移転補償費を出されたというところは評価しているんです。いずれにしてもですね。ある程度配慮して出て行ってもらいにしても、幾分か行政としては配慮したというところは評価しているんですけれども、それにしても計画がコロコロ変わって、もう2、3年はその場所にいたかったという意見もやっぱりありましたから、結局先ほど第二庁舎を解体する必要があるための施設移転というところは変わってないということですけども、結局複合施設を建てて新しい別の団体が入ってくるわけですね、そこには。結局は、そういうことですね。いずれにしても障害者団体が出て行った、でもほかの団体が施設の中に入ってくるわけですから、私はそのあたりがしっくりきてないので、今後、そういうわかりにくいような事業の進め方がないように、行政のほうでは考えていただきたいというふうに思っています。如何ですか。

平岡油谷支所長 複合施設につきましては、これまでの所管事務調査とか住民説明会のほうで、今回の検討の中の課題でありました高台にあります保健福祉センター、この辺も高齢者にとっては不便であると。そのあたりを考慮しての複合施設というところもありますので、新たにどこか団体さんに入っていたくとか、そういった意味合いのものではないというところで、今のお話の新しく団体に入ってもらおうという意味ではちょっと違うかなというふうには感じております。

林委員 この主要な施策の報告書 27 ページに、予算現額が 766 万 1,000 円と、決算額が 529 万 5,860 円、執行率が 69.1%というふうになっています。先ほど不用額のところで、油谷地区小さな拠点づくり推進事業の業務委託料 228 万 4,950 円、これが不用額になったことが執行率にも反映しているというふうに思うんですが、この自前で印刷製本等を行ったというふうにありますけれども、それはそれでいいんですけど、こういう予算を積算するときに当初から自前でやるとかっていう発想はなかったんですか。

平岡油谷支所長 油谷地区小さな拠点づくり推進事業、これにつきましては令和 2 年度の基本構想からの流れでございまして、令和 2 年度につきましては基本構想の計画につきまして業務委託をしておりました関係で、令和 3 年度の基本計画につきましても、引き続き業務委託をというところで当初考えておったところでございます。そういったところですが、最終的に基本計画につきましては支所等の配置、整備につきましてものどうするのかというところが基本でありますので、ある程度のところにつきましては自前でできるんじゃないかというところでの方向転換というところで、自前での形になりましてこの度不用額が出たところでございます。

林委員 前年度からの引き続きで業務委託をしたから、その流れで印刷製本についてもそういった形を当初考えるんだけど、令和 3 年度に入って基本計画ができて、年度の途中で、これはもうちょっと自分たちで印刷製本できるなというふうに変ったわけですね。しかし、そういうところですけども、私は思うんですけども、そこで 200 万円くらい穴を開けるわけだから、予算に。要するに。分かりますかね、私が言っていること。要は不用額を落としたわけでしょう。その分だけ当初予算に入っているじゃないですか。その分だけ最初からしっかり精査をしてやれば、不用額で別に年度途中で落としているわけじゃない、もう落としているわけじゃないじゃないですか、このお金。だから、そのあたりはちゃんとしっかり内部で精査をして予算を執行しなければ私はいけないと思うんですけど、そのあたりの考えを。

平岡油谷支所長 これにつきましては、これから令和 5 年度の当初予算編成に向かっていくわけでございますので、このあたりはしっかり反省しまして、当初から考えられることにつきましてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般にわたりご質疑はありますか。

上田委員 参考までにということで、一言ずついただきたいと思いますけれども、よく聞く言葉にどこもそうなんですけれども、予算枠があるからという言葉が結構話に出るんですけど、もし仮にもう少し予算があれば、どこへそれを持っていこうというふうに考えておられますか。参考までにちょっと聞かせていただきたいと思います。もうちょっとあれば、今それしかないからごめんなさいねという話もあろうかと思うんですけど、その辺はどういうふうにお考え・・・もし仮だから、どうのこうのしろという話ではないので。

小林三隅支所長 地域活性化の 500 万円の予算のことでよろしいですか。500 万円の予算が妥当かどうかということにつきましては、なかなか返答すること

は難しいんですけれども、その 500 万円を如何に有効に使っていくのかということが支所長の判断になろうと思います。その中で、各種ある要望の中からこの事業を採択する、現場を見て危険性があるとか、地域住民にとって本当に必要なものかどうかを判断しながらやっていきたいというふうに思いますので、幾らあればとか、これがどういうふうに、こういうふうに使いたいとかということについては、現場を見ながら支所のほうでいろいろ判断しやっていくべきかなというふうには考えているところでございます。答弁になっているかどうか分かりませんが。

松崎日置支所長 私も三隅支所長と同じように、この 500 万円の妥当性についてはなかなか私のほうでご答弁差し上げることは難しいのですけれども、私どもの役割としては地域からの要望に対して職員が迅速に対応し、スピーディーな対応をとっていくということが一番重要かと思っておりますので、そこが一番大切にしているところでございます。

平岡油谷支所長 油谷支所でございますが、この地域活性化事業 500 万円というところで、油谷支所は今回執行率が 62.5%というところで、やはり年度にどれだけ申請が出てくるのか、また年度においては執行率も大きく変わってくるのではないかとこのように思っております。その中で、支所としましては、必要なものはしっかり実施をしていくことが大事だと思っておりますので、支所の職員がこの事業をしっかりと周知、認識しまして、いろいろな相談を受ける際に、解決策の一つになればというところで、できなければほかの事業にもっていくとか、そのあたりをしっかりと個々の相談に対応していきたいというふうに考えております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 10 : 04 —

— 再開 10 : 05 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 それでは、消防費につきまして補足説明を申し上げます。令和 3 年度の決算額につきましては、前年度と比較して約 2 億 5,000 万円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、決算書 236 ページ、第 1 目「常

備消防費」、コード 025「消防施設等整備事業」、主要な施策の報告書では 141 ページの中央消防署に配備しております 30m級はしご付消防自動車を車両更新計画に基づき、先端屈折式の車両に更新整備したことによるものです。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 決算書 235、236 ページ、第 9 款「消防費」、第 1 項「消防費」、第 1 目「常備消防費」、職員手当等で大きな不用額となっておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

宮本総務課長 職員手当の不用額につきましては、主に時間外勤務手当が大きな不用額となっており、その要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う各種行事、住民指導等が減少したことによるものでございます。

ひさなが委員 続きまして 235、236 ページ、同じく「消防費」、「常備消防費」、「消防職員研修事業」、この事業内容と成果、課題をお伺いします。

宮本総務課長 消防職員研修事業は、消防職員に必要な専門知識を習得するため山口県消防学校に入校して行う研修、救急救命士の気管挿管を実施できる資格取得、救助工作車のクレーン装置を操作するための技能講習など、各種資格を取得するための事業でございます。成果といたしましては、各種研修により資格取得者が増えるとともに、他の職員に得た知識を共有することで、市民の安全・安心に資することができていると考えており、今後も継続して職員研修に努めていきたいと思っております。

ひさなが委員 令和 3 年度の当初予算の審査において、中平委員より「コンプライアンス、パワハラ防止、メンタルケアの研修はどのように令和 3 年度は取り組んで行かれるのか」という質疑に対して、「令和 3 年度につきましても、市が行う様々な研修に積極的に参加する予定にしております。また、消防本部におきましては毎月行う課長会議等において 29 年の反省を踏まえ、監督者はしっかりと職員と会話をし、職場管理に努めるようにしておりますし、パワハラが二度と起きないように取り組んでいるところでございます」と答えられていますが、改めて令和 3 年度のコンプライアンス、パワハラ防止、メンタルケアの研修内容、成果についてお伺いいたします。

宮本総務課長 職員研修につきましては、市全体の取り組みとして毎年実施されており、令和 3 年度の研修におきましても、消防職員も積極的に参加したところでございます。また、中国地方の消防職員を対象とした安全衛生研修会に私が出席し、メンタルヘルス・ハラスメント対策について学び、職員全員に対して研修会を実施いたしました。

ひさなが委員 同じページです。同款、同項、同目で 700「消防庁舎等維持管理

費」についてお伺いいたします。施設管理費負担金 93 万 7,951 円、この負担金の内容についてお伺いします。また、今後も継続的に支払いを続けていかれるものでしょうか。

鷲頭警防課長 萩市と共同で運用しております消防救急デジタル無線日尾中継局運営に係る長門市分の負担金でございます。金額につきましては、施設電気代、機器の故障などにより増減も見込まれ、共同で運用する限り継続的に支払っていくこととなります。

ひさなが委員 続きまして、同じ「常備消防費」の中の三者間同時通訳業務負担金 9 万 8,010 円があります。令和 2 年度の決算時には無かったように思いますが、まずこの負担金の内容をお尋ねいたします。

廣田救急係長 三者間同時通訳業務とは、外国人からの 119 番通報で通訳が必要な場合に接続し、三者間で通話を行い通報内容を聴取するもので、県下全消防本部が加入しており、当消防本部においては平成 28 年度より導入を行っております。この費用につきましては、山口県が契約し、令和 2 年度までは各消防本部の負担金は無く利用できておりましたが、令和 3 年度より契約内容の見直しがあり、消防関係分が有料化されことから、負担金を支出しているものでございます。

ひさなが委員 令和 3 年度における、この仕組みの利用実績についてお尋ねいたします。

廣田救急係長 令和 3 年度においては、利用実績はございません。

林委員 決算書は 237 から 238 ページ、第 2 目「非常備消防費」、010「消防施設等整備事業」の施設等解体撤去工事 74 万 2,500 円についてお尋ねします。これは、解体、撤去を行った場所と、その解体、撤去後の土地がどうなったのか、どういう状況なのかということについてお尋ねいたします。

大村総務課長補佐 昭和 43 年度建築の旧白潟部隊の消防機庫を消防本部の水防倉庫として利用しておりましたが、老朽化が激しいため、昨年度に解体したものでございます。解体した場所につきましては、白潟漁港の近くでございまして、解体した後は更地としていたるところでございます。

林委員 決算書 239 から 240 ページ、同じく「消防費」の第 3 目「消防施設費」、900「消防施設費」、消火器具格納庫設置費補助金 13 万 1,081 円についてお尋ねします。この補助金交付実績についてお尋ねします。

鷲頭警防課長 過去 3 年の実績でお答えいたしますと、令和 2 年度が 4 件で 9 万 4,635 円、令和 3 年度が 5 件で 13 万 1,081 円、今年度は年度途中でございしますが、6 件で 17 万 7,965 円となっております。補助金額につきましては、自治会によって整備する資機材が異なりますことから、補助金額は異なります。

林委員 自治会に対しての補助制度周知はどのように行われているのかお尋ね

します。

鷲頭警防課長 長門市市民活動推進課が年に 1 度発行している補助金・助成金事業一覧に制度が掲載されており、年度当初の自治会長集会時に配布し、各自治会に周知することとしております。消火器具格納庫は自治会が整備、購入し、地元消防団が管理しておりますことから、地区主催の防火訓練や消防団の点検等で、格納庫や資機材の劣化が認められ、新規購入時に自治会から相談があった場合には、補助金制度の利用を勧めております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般についてご質疑はありますか。

中平委員 私から最後に、岩本消防長にこの決算を通じて所感をお尋ねします。この決算書に記されているように、常備消防と非常備消防に分かれております。それを常に市民の命と財産を守るということからして、火災消火、救急出動、災害予防等にソフトパワーである消防署員や市職員、消防団員の方々にかなり委ねられている部分があります。そしてこの令和 3 年度を振り返って、消防長として成果や課題について所見をお願いいたします。

岩本消防長 消防は、委員の皆様もご承知のとおり、市町村消防の原則に基づき市民の生命、身体を守るという任務のもと、業務を遂行しているところでございます。本市における令和 3 年中の災害発生状況は、火災につきましては 20 件の発生で、前年と比較し 4 件の増となっておりますが、過去 5 年間の平均火災件数は 22.2 件とほぼ同様の数値であります。近年における火災原因の主なものといたしましては、休耕田においてたき火が原因によるその他火災といったものが増えたことによるものであり、損害額につきましては増えておりません。また、救急件数につきましては 1,749 件と、前年と比較して 29 件の増となっておりますが、理由としては転院搬送件数が増加したということがあげられます。火災や救急につきましては、生活環境の変化等によって増減もございますが、各種講習会において火災、救急も含めて予防啓発には努めていかなければならないと思っているところでございます。そのほか近年、本市におきましては、幸い大規模な災害は発生しておりませんが、全国各地においては大規模災害や降雨による土砂災害等の自然災害が多発していることから、本市においても消防体制の充実、強化が求められておりまして、この件につきましては本年 6 月の一般質問でも申し上げたように、資機材の整備、人材の育成を含めて大規模災害にも対応できる能力の向上に努めるとともに、本市における過疎化や高齢化の対応、また消防団員の確保が厳しい状況等も踏まえて、社会情勢の変化に適応した消防体制の構築を図っていく必要があると考えております。その一つとして、今年 3 月 3 日に生コンながとと「災害時における消防用水の供

給支援に関する協定」を締結したところであり、火災現場において消防用水が不足する場合にコンクリートミキサー車による消防用水の供給支援の協力体制を整備したところでございます。次に、非常備の消防団員につきましては、現在 970 名の方が本業の傍ら消防活動に携わっておられます。これにつきましては、消火活動をはじめ行方不明者の搜索活動など、初動体制において地域の消防団員の力というのは特に有効であることから、我々常備としても大変助かっているところでございます。先ほども申し上げましたが、消防団員の減少が否めない状況ではございますが、今後も地域の要である消防団員と常備消防が両輪の輪のごとく一体となって、地域住民の安全・安心に努めていかなければならないと思います。以上のことを踏まえて、今後も円滑な消防業務遂行のために必要な消防力の維持、確保に努めていきたいと考えております。

吉津委員長 今一度、消防本部所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 10 : 21 —

— 再開 10 : 22 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 おはようございます。議会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了いたします。

次に、総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、総務課所管につきまして補足説明を申し上げます。補足説明につきましては、配布させていただいております資料に基づき、令和 3 年度の主要な施策等において、歳出及び主要な施策を中心に説明させていただきます。まず、決算書の 65 から 66 ページ、第 1 目「一般管理費」、主要な施策の報告書では 12 ページの「職員研修事業」でございますが、職員研修のほか、人事交流に伴う派遣職員の住宅費が主な支出の内容となります。また、令和 3 年度の人事交流といたしましては、中国経済産業局には中小企業課に、

山口県には東京事務所とデジタル政策課に、下関市には観光政策課に、後期高齢者医療広域連合には総務課に、山口県ひとづくり財団には教務第2課に、計6名の職員を派遣しているところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが議員 それでは、決算書53ページ、54ページ、歳入ですが、第22款「諸収入」、第4項「雑入」、第4目「雑入」、災害補償金というのがありますが、この内訳についてお尋ねいたします。

椎葉総務課長 市が主催する行事等における負傷等に対する補償と、市が所有、使用管理する施設の瑕疵等により与えた損害に対する賠償、この2つの補償・賠償に対応するため市では全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しております。災害補償金につきましては、この保険契約により補填された補償金、賠償金となりますが、令和3年度の歳入決算額155万3,889円の内訳につきましては、まず1件目は、令和2年度に発生いたしました旧川尻小学校手すり落下による物的損害に係る賠償金が149万3,889円、もう1件が、同じく令和2年度に発生しました河川清掃活動中の事故による傷害に対する災害補償金6万円の2件でございます。なお、いずれの災害補償金につきましても、相手方にお支払いした金額と同額が保険により補填されております。

ひさなが委員 同目内、細節の「その他雑入」というのがあると思いますが、その中で総務課の歳入となっているものの内容をお尋ねいたします。

椎葉総務課長 総務課所管のその他雑入につきましては、10万円となっております。内容につきましては、令和4年3月分の水道事業会計負担分の後納郵便料となっております。後納郵便料につきましては、毎月一般会計分と水道事業会計分をまとめて会計課が振込処理を行ってございましたが、令和4年4月から振込をデータ伝送方式に変更したことに伴いまして、会計が異なるものをまとめて振り込むことができなくなったことから、水道事業会計分を含めて一般会計から全額を一旦支出しまして、水道事業会計分を一般会計の歳入で受ける方法に移行したため、令和3年度から新たにこの歳入として上がってきているところでございます。なお、令和3年度分は振込時期が令和4年4月となり、令和3年度3月分の一月分の後納郵便料でございましたが、令和4年度からは毎月しておりますので12か月分の通年分が収納される予定となっております。

ひさなが委員 決算書65ページ、66ページ、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」、職員研修事業についてです。令和3年度の取組内容、成果について改めてお尋ねいたします。

椎葉総務課長 本市では、長門市人材育成基本方針及び長門市役所内部研修計画に基づき、限られた時間、資源を使い、最も効果的に目的を達成できるよう

研修を組み立て、また個々の能力開発と同時に職場でアウトプットできる環境を整え、資質向上につながるような仕組みづくりを行い、成長する組織風土を醸成することが重要であると考え、研修を実施しております。令和 3 年度に実施しました研修につきましては、研修、人事交流を目的としました他自治体、他団体への職員派遣のほか、セミナーパークで開催される課長級や係長級などの各職位に応じた講座の一般研修や、地方自治法など講座のテーマが絞られた特別研修への参加や、それぞれのテーマに見合った講師を招いて開催しました市独自の研修を実施しております。特に市独自の研修では、倫理研修、人権研修、接遇研修のような基礎・実務能力向上のためのメニューですとか、市内経営者や職員の派遣先団体に講師を務めていただきました SDGs 研修や、データ分析研修のような政策形成能力向上のためのメニュー、それからコーチング研修やタイムマネジメント研修のようなマネジメント能力研修のためのメニューを実施しており、昨年度は延べ 760 人が参加しております。研修の成果につきましては、研修実施後の受講者のアンケートや研修報告会を通じ、今後の業務の参考になったなど前向きな意見もいただいております、一定の成果につながっているものと考えております。なお、研修の成果を数値で把握することは困難ですが、この研修受講の成果は研修後各業務において潜在的に現れてくるものと期待しており、これまでの研修の積み重ねにより現在の市政運営が保たれているものと考えております。また、令和 3 年度の研修では、オンライン研修を実施しましてコロナ禍であっても学びや自己研さんの機会を確保でき、令和 2 年度に比べて多くの研修を開催できたことは大きな成果であったと考えております。このように社会情勢が目まぐるしく変化する中で、基礎的な業務遂行能力はもとより変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員の育成のため、今後も試行錯誤しながら職員に学びの機会を提供していきたいと考えております。

林委員 関連なんですけど、令和 3 年度の当初予算の審査におきまして、時間外勤務に対する取組について質疑がありました。その中で、答弁として「労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと思っております」と。また、「所属長に対して職員の労務管理の徹底について、再度しっかりと周知徹底を図ってまいりたいと考えている」というふうにお述べになっております。私もこうした職員の労務管理であるとか時間外等々、メンタルヘルスも含めた問題については、平成 28 年 12 月定例会において一般質問で質しております。改めてお尋ねしますけれども、令和 3 年度の取組の成果についてお尋ねしたいと思います。

椎葉総務課長 時間外勤務につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から国家公務員に準じまして月及び年間の上限時間を設けるとともに、本庁に加え、出先機関においても IC カードによる出退管理を導入したところでございます。この IC

カードの導入によりまして、勤務実態が可視化され所属長等が所属職員の勤務時間を把握することが容易となったことで適切な指導を行うことができ、長時間労働の解消の一助となっているのではないかと考えております。令和 3 年度の取組としまして、昨年の方針でも少し触れさせていただいておりましたが、毎週金曜日の 19 時にパソコン端末を自動的にシャットダウンさせる取組と、本庁舎についてですが毎日 21 時に照明を自動消灯させる取組を実施しまして、長時間労働解消に向けた取組を強化したところでございます。この端末のシャットダウン及び消灯の取組の成果についてなんですけど、令和 3 年 4 月勤務分において 19 時以降の超過勤務日数が 1 人あたり 7.0 日であったものが、令和 4 年 4 月の勤務分については 19 時以降の超過勤務日数が 1 人あたり 5.7 日ということで、超過勤務の縮減に一定の効果があつたのではないかと確認しております。あわせて、常日頃から所属長に対しまして所属職員の体調面に注視するよう指示しております、体調変化の前兆につながるような事案に対しましては、総務課としても早期に介入するなどして職員の健康管理に努めているところでございます。

綾城委員 課長にお尋ねいたします。これは縷々、職員研修ですかね、いろいろな面でやられていると思いますけれども、この中に市の独自のところでいろいろやられているということですが、例えば障害への理解というところで、そういうところに特化したような研修というのはされておられるのでしょうか。

椎葉総務課長 独自研修としまして、障害者の雇用促進法ですとか、そういったところに基づきまして毎年研修のほうを実施しております。それとあと総務課のほうにつきましても、雇用の促進ということで相談員の設置等が義務付けられておりますので、それが資格といいますか、講習の受講の要件になっておりますので、そういったところへの参加をしまして研修のほうを実施しているところでございます。

綾城委員 わかりました。その講習を通じて成果というか、庁舎内で障害者への理解が広がってきたというふうに思われておられますか。

椎葉総務課長 そうですね、障害者の方の雇用につきましては、会計年度さんについても雇用のほうを進めておりまして、今雇用者数のほうも法定雇用率を上回る状況になっておりますので、各課等においてもそういう配慮が必要などところとかも理解をしていただいておりますというふうに考えております。

綾城委員 わかりました。これはちょっと提案なんですけれども、県は手話言語条例を制定しております。やっぱり、これは各自治体、市町の取組が必要なんだというところは、この前ちょっと県の担当者の方の講演を聞く機会がありまして、本市も研修の中で手話講習というのを入れてみてはどうかというふう

に思うんですけれども、課長のお考えはどうですか。

椎葉総務課長 先ほど申しました障害者のサポート養成講座、そちらのほうの研修のメニューの中で、一部ではありますけど手話の学べる時間といえますか、そういったものの中には入っておりますが、継続して実施していかないと、なかなか習得というのは難しいかなと思いますので、そういった中で研修のほうをまた継続して実施していきたいというふうに考えております。

綾城委員 わかりました。県がそういうふうに条例を制定して取組をやっていますから、継続も含めてもう少し力を入れるということもやっていいんじゃないかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

ひさなが委員 決算書 67 ページ、68 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」の産業医委託料 36 万円がございますが、この委託料の内容についてまずお尋ねいたします。

椎葉総務課長 産業医につきましては、労働安全衛生法第 13 条において、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては 1 名以上の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっております。本市では岡田クリニックの梶山公則先生を産業医に選任し業務に従事していただいているところでございます。産業医の主な業務としましては、まず健康相談及び健康教育の実施、定期健康診断やストレスチェックの実施、それと高ストレス者及び長時間労働対象者への面接指導等の実施となっております。委託料の 36 万円の内訳につきましては、毎月の委託料が 3 万円の 12 か月分で 36 万円となっております。

ひさなが委員 わかりました。では、この診察を受けるときは職員さんはどのような手続きで受けられるのかをお尋ねいたします。

椎葉総務課長 健康相談の利用にあたりましては、特に予約、申込み等は必要なく、毎月第 3 木曜日の午後 3 時から 4 時までの時間中であれば、会場にお越しただければ誰でも健康相談を受けることが可能となっております。

ひさなが委員 それでは、この令和 3 年度はどれくらい利用されたのか、実績について伺います。

椎葉総務課長 職員健康相談につきましては、先ほど申しましたように毎月第 3 木曜日の午後 3 時から午後 4 時までの間、長門市保健センターで実施しております。職員には事前に健康相談実施日を庁内のイントラネットにてお知らせしております。令和 3 年度の健康相談利用者は 7 人でございまして、そのうちストレスチェックの結果を受けて高ストレス者の面談を行った者が 1 名、それと長時間労働面接指導対象者に係る面接指導を行った方が 6 人でございます。

ひさなが委員 令和3年度の利用者数、内容についてお伺いしていましたが、この結果、成果について担当課としてどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

椎葉総務課長 総務課としましては、職員に気軽に利用していただけるよう、事前に健康相談実施日を案内するなど行っておりますが、先ほど申しましたように利用される職員はごく僅かということからしますと、職員にとってはまだまだ利用しにくい状況なのかもしれないと考えております。職員のその能力をいかに発揮してもらうことが重要と考えておりますので、職員には定期健康診断やストレスチェック等利用して、自身の健康状態を把握していただき、気になることがあれば気軽に健康相談等を利用していただきたいというふうに考えております。

綾城委員 私からはもう1つです。歳入歳出決算書66ページ、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」、説明コード001「職員人件費」で、職員人件費で聞くのが妥当かどうかちょっとわかりませんが、総務課さんとしては職員の採用というところでされておりますけれども、障害者の雇用についてお尋ねいたします。職員のほうですね。長門市では、前も申しましたけれども、採用要件として活字印刷文による試験に対応でき、口頭による面接に対応できる者というふうにしておられます。これは、目が見えない方とか耳の聴こえない方は受験の資格がないというふうに捉えますけれども、そういった解釈でよろしいでしょうか。

椎葉総務課長 障害者の方の採用につきましては、毎年正職員の方につきましては、そういった別枠で採用試験のほうを実施しております、今年度も募集をかけて実施しているところでございます。会計年度任用職員さんも毎年継続して募集のほうを行っているところでございます。昨年の委員会の中でも、先ほどおっしゃられたように条件というところがございますけれども、昨年も申し上げましたように、意思疎通ができるというところが、確認できるというところが必要なのかなということを考えておりまして、それで今の条件ということでさせていただいております。こちらのほうもやはり受け入れするところの環境の整備というのをまず整えることが重要かなと思いますので、そのあたりのほうを他市の状況等も参考にしながら、まず環境を整えることから始めたいというふうに考えております。

綾城委員 わかりました。では1点だけ。環境を整えてからということは、それは大事なことだと思うんですけれども、具体的にどういった環境整備が必要だなというふうに課長的には思っていらっしゃいますか。

椎葉総務課長 他市等の事例を見ますと、障害者の方のサポートする専門の場所といいますか、そういったところがありまして、そこでいろいろな各課の業

務を受けられて業務を振り分けられているというようなところもあるようですので、やはりそういった障がいの方もいろいろ配慮の特性があろうかと思imasuので、配慮が必要な部分、それも多種多様だと思いますので、サポートがある程度必要なのかなと思いますので、そういったサポートできる体制というのが必要なのかなと考えているところです。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 55 分からといたします。

— 休憩 10 : 44 —

— 再開 10 : 55 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、企画政策課所管につきまして補足説明を申し上げます。最初に、決算書 71 ページから 72 ページ、第 2 目「文書広報費」、主要な施策の報告書 14 ページの「シティプロモーション事業」では、総務省の地域活性化起業人制度を活用いたしまして、民間企業からシティプロモーションの司令塔として調整監を登用し、新たに全国メディアに向け情報発信サイトを活用したプレスリリースを始めたほか、東京都台東区が運営します自治体アンテナショップに出店し、本市の魅力の発信に努めたところでございます。次に、決算書 75 ページから 76 ページ、第 6 目「企画費」、主要な施策の報告書 16 ページの「地域おこし協力隊設置事業」では、令和 3 年度退任者 5 名のうち 3 名が市内に定住し起業するなど、地域活性化に貢献しております。また、新たに着任いたしました 1 名につきましては、自伐型林業による林業成長産業化の活動などを通じまして、地域力の維持強化を図っているところでございます。次に、決算書 85 ページから 86 ページ、第 9 目「電算管理費」、主要な施策の報告書 23 ページの「デジタル化推進事業」では、シティプロモーション事業と同様に総務省の制度を活用いたしまして、民間企業からデジタル化推進の司令塔として調整監を登用し、令和 3 年 7 月に庁内に「デジタル推進本部」を立ち上げるとともに、長門市デジタルトランスフォーメーション推進方針を策定するなど、本市の「行政のデジタル化」、「しごと・くらしのデジタル化」を推進するための体制づくりを図ったところでございます。最後になりますが、決算書 87

ページから 88 ページ、第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、主要な施策の報告書 24 ページの「光ファイバー網整備事業」では、ケーブルテレビ網の災害時等における情報伝達の安全性を確保する耐災害性の強化と情報通信網の高速化を目指した取組を進め、令和 3 年度においては、日置地区及び油谷地区におけるケーブルテレビ網の光ファイバー化を完了したほか、長門地区の整備に本格着手し、年度内に概ねの幹線の整備を完了したところでございます。また、ケーブルテレビ本局の通信設備を更新しまして、懸案でありましたインターネットの接続遅延問題を解消したところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

上田委員 それでは、私のほうから何件か質問をさせていただきます。まず、決算書 70 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」、コード 010「広報紙発行事業」でございしますが、昨年の決算審査で綾城委員から、聴覚障害者への配慮についてという質問がございまして、執行部から「YouTube には自動字幕生成機能がついており、完全な字幕とはなっておりませんが、テロップなどとの併用により、聴覚障害者の方にもご覧いただける」という答弁がございました。令和 3 年度には、聴覚障害への新たな配慮等はどうのようにされたのかをお伺いいたします。

山田企画政策課長 議員ご案内のとおり、昨年の決算審査の際、市政情報番組「知っちゃこ」について、「YouTube の自動字幕生成機能とテロップとの併用により聴覚障害者の方にもご覧いただけるものと考えている」と答弁いたしました。このことにつきましては、3 月の新年度予算審査の中でも再度綾城委員から、YouTube の機能ではうまく字幕が表示されないケースがあるのご指摘をいただいたところであります。その後の対応としましては、字幕対応ではありませんが、テロップを増やしたり、フリップボードを用いるなど、視覚的に理解につながるような対策を増やしているところでございます。

上田委員 決算書 72 ページ、同款、同項、同目、コード 015「インターネットによる情報発信・収集事業」、主要な施策の報告書 13 ページでございしますが、令和 2 年度の決算審査におきまして、ひさなが委員からアクセス数について各課への情報共有であったり、「施策の転換につなげているのか」との質疑がございまして、執行部から「各課への情報共有とか施策への活用には結びつけていない」との答弁がございましたが、令和 3 年度はどのようにされたのかをお伺いします。

小笠原企画政策課長補佐 ホームページのアクセス数については各課に公表しておりまして、またホームページから得られる各種データや情報につきましても、必要な課には提供しておりますので、提供するデータや情報を各課におい

て有効に活用していただけているものと考えております。

上田委員 この事業については、令和 2 年度に比べて 70 万円近く予算減額された中で、総アクセス数等も順調に伸ばしています。事業の課題が令和 2 年度と同じく、部署によって情報の量や質が異なっており、市民が求めている情報の発信が十分ではない部署が見受けられる等の記述がありますが、この課題を解決するため、具体的な解決策をお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 具体的なものとしまして、今年度着手しておりますホームページのリニューアルに伴い、各課に選任しているホームページ運営委員を中心に既存のコンテンツの整理を行うと同時に職員研修を行うこととしておりまして、これらを通じて職員の情報発信力を強化していきたいと考えております。

ひさなが委員 「インターネットによる情報発信・収集事業」の中で、主要な施策の報告書では事業の概要で、問い合わせホームからの質問等に対応するというふうにあります。令和 3 年度における問い合わせホームへの問い合わせ数をお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 令和 3 年度における問い合わせホームへの問い合わせ件数ですが、193 件となっております。

ひさなが委員 この 193 件の問い合わせ内容はどんなものがあつたでしょうか、お伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 市が送付した文書への質問や道路などの異変についての報告、新型コロナウイルスに関してなど、内容は様々でありまして、民間企業の営業の書き込みや、意図が不明な書き込みなどもございます。相談窓口が分かりづらく、問い合わせホームに問い合わせたり、メールや電話ができずに問い合わせたりしているものにつきましては、担当課に連絡をし、担当課から直接回答するなどをして対応しております。

上田委員 決算書の 72 ページになります。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」、コード 030「シティプロモーション事業」でございます。主要な施策の報告書は 14 ページになります。事業の成果「1.シティプロモーション推進体制の構築」の中で、長門市シティプロモーション部「てとてとながと」の Facebook いいね！、令和 3 年 7 月末から令和 4 年 7 月末時点でプラスの 164 人、Instagram フォロワーがプラスの 176 人というふうになっておりますが、どのように分析されているのかをお尋ねいたします。

小笠原企画政策課長補佐 長門市シティプロモーション部「てとてとながと」の Facebook、Instagram では、これまで第 1 期から第 3 期までの部員の皆さんにボランティアで身近な長門市の魅力を発信していただきました。しかし、この SNS のアカウントは市民向けの情報発信ツールなのか、市外者向けのツール

なのかが曖昧なところに問題があるとみております。このアカウントはあくまでも市民による市民のための情報発信ツールであると捉えておりまして、現在多くの市民に情報発信側で参加してもらえる方法を検討しているところです。このことから、令和 4 年度の部員募集は考えておりません。今後の具体策といたしまして、ハッシュタグ「てとてとながと」、ハッシュタグ「長門市シティプロモーション部」で投稿されたものをシティセールス推進班において収集し、市の運営する SNS に掲載する方法を考えております。

上田委員 情報発信リーダー養成講座の課題及び参加者の情報発信状況及びフォローアップはどのようにされているかをお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 この講座は一般市民をはじめ、長門市シティプロモーション部の部員や関係団体等の広報担当者を対象に開催するもので、令和 3 年度は写真の撮り方講座と SNS 情報発信講座を実施いたしました。養成講座等とございますけれども、数回の受講が必要等の要件等はなく、参加者個人の情報発信スキルを高め、より長門市のことを情報発信していただくことを目的としております。講座終了後は特にフォローアップ等を行ってございませんが、参加者は情報発信に対する意欲が高く、現在も参加者それぞれが情報発信をしております。長門市に関する情報の発信につながっているものと考えております。

上田委員 メディアへの売込強化の中で、ふるさと交流ショップ台東出店とプレスリリース強化について、成果と課題をお伺いいたします。

山田企画政策課長 まず、ふるさと交流ショップについては、シティプロモーションの推進、本市の認知度の向上を目的として、特産品の販売を中心に令和 4 年 3 月 17 日から 20 日までの 6 日間出店し、来客数は 385 人、売上総数は 46 万 2,887 円でありました。来店いただいたお客様には、長門市の豊かな自然や食文化などを紹介し、大変興味を持っていただきました。また、物産販売ではマグロやフグなどの高単価商品が売り切れるなど、一定の評価を得ることができ、これらの商品がふるさと納税返礼品でもお求めいただけることも PR できたところであります。課題としましては、今回はコロナ禍により出店判断が非常に遅くなりました。そのため、思うように事前の周知ができなかったことや、人員体制も必要最小限にする必要がありました。次回開催時には開催を広く周知し、より多くの人に訪れていただけるコンテンツを用意し、長門市の魅力発信につなげてまいりたいと考えております。次にプレスリリース強化につきましては、令和 3 年度に新たに全国のメディア向け情報発信サイトを活用したプレスリリースを始めたところであります。令和 3 年度にリリースした内容としましては、7 人制女子ラグビーブラジル代表の事前キャンプ、元乃隅神社のライトアップ、音信川うたあかり 2022、第 6 回 JAL 向津具ダブルマラソンの 4

本となります。経費につきましては、1 回あたり 3 万 3,000 円となりますが、30 から 100 のメディアにプレスリリースを行うことができ、連携する 20 から 30 のオンラインメディアにも掲出されました。定量的な効果測定は難しいところですが、普段関係性のないメディアに投げ込みを行うことができ、発信情報の関係先からは普段取材のないメディアから問い合わせがあったなどの意見をいただいております。

上田委員 その他、地域活性化起業人として日本航空グループから調整監を登用し、各部署と連携しながら PR 強化を行ったとありますが、具体的な連携をお伺いいたします。

山田企画政策課長 コロナ禍での開催となった東京 2020 オリンピックの出場選手団の受け入れについて、大変制約の多い状況でありましたが、観光政策課と連携、また航空会社職員ならではの知見を生かし円滑な移動を実施いたしました。また、それらの実績を首都圏旅行会社やスポーツ団体へ PR することで、長門市の評価向上にも貢献しました。物産につきましても、ふるさと納税の販路拡大や JAL の Web 媒体を活用した PR を産業戦略課と連携して実施したところでございます。

上田委員 決算書の 76 ページでございます。同款、同項、第 6 目「企画費」、コード 030「総合計画策定事業」でございます。令和 3 年度当初予算より約 100 万円減額になった理由と執行率をお願いいたします。

福田企画政策課長補佐 総合計画策定事業につきましては、予算額 769 万 3,000 円に対しまして執行額は 670 万 9,425 円となっております。執行残は 98 万 3,575 円、執行率は 87.21%となっております。執行残の主なものとしましては、総合計画審議会の委員報酬・アドバイザー報償が計 47 万円、策定業務委託料が 46 万円執行残が挙げられます。審議会につきましては、令和 3 年度は 6 回分計上しておりましたが、策定スケジュールの見直しによりまして 5 回の開催となりましたことや、委員の欠席等もありまして執行残が生じたものです。策定業務委託料につきましては、当初の見込みよりも安価な額で契約をいたしましたが、業務の変更に対応できるように減額補正を行わなかったため執行残が生じたものです。

上田委員 では、その成果と今後の課題をお伺いいたします。

山田企画政策課長 総合計画策定事業は、後期基本計画の策定が事業の成果でございます。計画の内容につきましては、令和 3 年度に終了した前期基本計画の重点施策「さんぎょう・こよう」、「ひとづくり」、「いじゅう・ていじゅう」に本市の喫緊の課題である人口減少等を含めた「しゅっさん・こそだて」を新たに加えたところです。なお、計画書につきましては概要版を 6 月に全戸配布いたしました。課題につきましては、計画策定後は目標達成のため着実に施策

を推進していくことはもちろんですが、コロナ禍の状況が KPI の数値の変動を大きくすることが予想されますので、これらの状況を踏まえながら進捗管理を行っていくこととしています。

上田委員 総合計画策定にあたりまして、市民の声はどのくらい反映されたかをお伺いいたします。

福田企画政策課長補佐 令和 2 年度に実施しました市民アンケートにつきましては、市民アンケートから見たまちづくりの課題として整理を行いまして計画に反映をいたしました。また、昨年 10 月には市民ワークショップを開催いたしまして、長門市で実践してみたい取組など意見やアイディアを聞かせていただきまして計画の参考とさせていただきました。

上田委員 決算書の 75 ページ、76 ページ、同款、同項、第 6 目「企画費」、コード 040「定住促進対策事業」でございます。主要な施策の報告書の 15 ページになります。お試し暮らし施設というのは、長門市内に何軒あるのかをお伺いいたします。それを今後増やすのかどうかも含めましてよろしくお願いいたします。

井上企画政策課長補佐 お試し暮らし施設につきましては、令和 3 年度は油谷向津具地区の 1 施設におきまして、定住促進の宿泊施設提供の取組に対して施設運営費の補助 30 万円を行ったところでございます。しかしながら、コロナ禍であるために高齢者が多い地域で多くの人を受け入れることが難しいという事情がありまして、令和 4 年度からは 2 泊 3 日までの短期滞在となりますけれども、地域案内、そして体験、そうしたことをあわせて行うことができる民間の宿泊施設に委託して希望者への案内を行っておるところでございます。今後も利用者のニーズに対応できるよう、短期滞在と地域案内・体験をあわせて行っただけの民間宿泊施設を掘り起こしながら、その数を増やしていきたいというふうに考えております。

上田委員 家財撤去及びリフォームの金額をお伺いいたします。

井上企画政策課長補佐 令和 3 年度におきましては、空き家情報バンクを利用して住宅を取得した際に、空き家リフォーム助成事業補助金によりましてリフォーム費用 1 件 75 万円、そして家財処分業務に要する費用 1 件、これを 4 万 1,818 円の合計 79 万 1,818 円を補助しておるところでございます。

上田委員 移住した支援金交付実績が令和 3 年度も 0 件となっていますが、移住元の要件等を変更、緩和することがないのかお伺いいたします。若干ですが、移住支援金が交付されれば、移住者が増えるのではないかとのお気持ちも持っておるんですが、如何でございますでしょうか。

井上企画政策課長補佐 移住支援金につきましては、主に転入する直前 10 年間のうち、通算 5 年以上東京 23 区に在住し、その 23 区に通勤していた人が転入

した際に単身世帯で 60 万円、2 人以上の世帯で 100 万円を交付するというものでございます。本制度は、東京圏から本市への移住・定住の促進のため県と共同で実施しておるものでございまして、制度の要件緩和等につきましては、県に対して意見として挙げていきたいというふうに思っております。

上田委員 課題の中に、移住・定住の促進に向けて関係部署との連携により取組を強化するとありますが、具体的にどの部署とどのように連携をしているのかをお伺いいたします。

山田企画政策課長 移住・定住の相談は多岐にわたりますが、暮らしの面では市民活動推進課との連携を強化して、まちづくり協議会、集落支援員の方の協力を仰ぎながら移住者の受け入れ促進を図っているところでございます。また、特に子育て世帯といった比較的若い人にとっては仕事の面も重要であるため、主に産業戦略課や農林水産課との連携を図り、起業・就業を考えている移住希望者の情報を受けた際には空き家情報バンクの物件や民間物件情報、各種支援制度等もあわせて情報提供を行うなど支援を行っているところであります。今後も移住・定住に関する部署との連携、情報共有を図りながら移住希望者の多様なニーズに応えることができるよう努めてまいりたいと考えております。

ひさなが委員 1 点だけ、すみません。主要な施策の報告書では空き家情報バンクの状況、有効物件登録件数が 62 件、令和 3 年度ですね。徐々に増えてきているとはいえ、この 62 件という数字に対して担当課の見解をお伺いいたします。

山田企画政策課長 空き家情報バンクにつきましては、定住支援員を設置し、物件の掘り起こし、登録、移住希望者とのマッチングなどを実施しており、徐々にではありますが物件数が増加してきております。しかしながら、希望者数に対して物件数はまだまだ不足している状況でございます。日頃空き家所有者からの相談を扱う中で、老後の生活を検討されている場合や相続の関係、あるいはどんな方が住まわれるかわからないといった不安を抱えられている方もいらっしゃいます。空き家に関する相談は、移住希望者と所有者双方にとって財産を扱うという重要なものですので、引き続き一つひとつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

中平委員 決算書 76 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、説明コード 060「地域おこし協力隊設置事業」、報告書は 16 ページでございます。地域力の維持・強化に取り組む地域おこし協力隊員に対して、行政としてのフォローはどの様にされていたのか、精神的なことも含めてお答え願います。

井上企画政策課長補佐 隊員を配置する地域団体は、中間支援団体としてミッションの遂行、そして隊員の自主企画の支援を行うなど地域課題の解決のために隊員と一緒に活動していただくこととしております。中間支援団体へ

は協力隊を配置する前から制度の趣旨、受け入れ後の体制について十分な説明を行っておりますが、活動を行っていく上で問題が生じた際には市が間に入って中間支援団体と協議を行い、早期の問題解決に努めているところでございます。また、市の担当者が月 2 回の隊員との個別ミーティングを行い、活動以外の悩みなども聞きながら隊員が孤立することのないよう、フォローを行っているところでございます。

中平委員 退任したあとの、隊員の市内定住への取組を具体的にお伺いします。

井上企画政策課長補佐 昨年度の退任者のうち、日置地区を担当した隊員につきましては、同地域内に定住し起業に向けた準備を行っております。また、やきとりのまち長門推進事業を担当した隊員については、市内で開業され、やきとり店を営んでおられます。そのほか、途中退任ではございましたが、1 名は市内に就職をされておられます。

中平委員 課題にあります隊員の確保について、どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

井上企画政策課長補佐 全国的に隊員の募集が増えている状況にありまして、自治体間による人材獲得競争の状況となっております。これまでは都市部の交流フェアでのブース出展による PR や相談、民間事業者や市が運営するホームページ等で募集を行ってまいりました。令和 4 年度からは、移住希望者がよくインターネットで閲覧をしております民間事業者が運営する移住スカウトサービス「SMOUT（スマウト）」と申しますが、こうしたものを活用しながら応募希望者と直接コミュニケーションが取れるようになりまして、当方から積極的にメッセージを送ることができ、応募者の増につながっているところでございます。今後とも応募希望者に対して、きめ細やかな対応をしながら応募者の増につなげていきたいと考えております。

中平委員 決算書 86 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 9 目「電算管理費」、説明コード 015「デジタル化推進事業」、報告書は 23 ページでございます。この執行率が 86.5%にとどまった理由をお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 執行率が 86.5%にとどまった理由についてですが、職員旅費と委託料とあわせまして 76 万円が未執行のため執行率が下がったものでございます。理由としましては、職員旅費についてはコロナ禍で出張を控えたこと、委託料については課題を洗い出すためのワークショップを業者委託で開催することを想定しておりましたけれども、システム開発業者の協力のもとに職員自前で実施したことにより不用となったものでございます。

中平委員 地域おこし企業人交流プログラム負担金について、詳細な説明をお願いいたします。

松岡デジタル推進室主査 ICT 活用による観光振興や地域経済の活性化など地

方創生の取組を推進するために、本市では令和 2 年 3 月に株式会社日立システムズと包括連携協定を締結しているところでございます。令和 3 年の 6 月からデジタル推進の司令塔として社員 1 名を本市に派遣いただいております。派遣元企業に対する負担金として令和 3 年度から予算化しているところでございます。本プログラムにつきましては、総務省が令和 3 年度に創設した制度を活用しているところでございまして、派遣元企業に対する負担金や起業人、派遣いただいている社員の方が発案・提案した事業に要する経費が特別交付税として措置される制度内容となっております。令和 3 年度は、年度途中の派遣になってございますことから、上限額の 560 万円に在籍期間を乗じた 470 万円の決算となっておりますところでございます。

中平委員 課題に「外部の視点などを活かし」とあります。これは、引き続き外部人材を登用していくのかというところをお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 DX 推進を図るためには、人材確保が重要というふうに考えております。外部人材を登用することで、民間企業において培われた専門知識や業務経験、人脈、あるいはノウハウなど高いスキルを持った人材の活用が可能となるというふうに考えております。職員の採用、研修など人材育成にも現在取り組んでおるところでございますけれども、課題解決をスピーディーに進めていくため、引き続き外部人材を活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

中平委員 決算書 32 ページ、歳入です。第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、第 1 節「総務管理費補助金」、高度無線環境整備推進事業費補助金 1 億 5,615 万 7,000 円は、どの工区の歳入かお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 どの工区の歳入かにつきましては、3 期工事で整備しました青海島地区、渋木・真木地区、俵山地区の幹線整備及びセンターの設備の整備事業に対する国庫補助金となります。

中平委員 令和 3 年度の光ファイバー網整備事業の一般財源の持ち出し額をお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 令和 3 年度の整備事業費は繰越分、それから現年分とあわせまして 6 億 9,250 万 6,240 円の歳出となっております。このうち一般財源の持ち出しにつきましては、101 万 6,940 円となっております。

綾城委員 光ファイバー網整備事業でいいですかね。主要な施策の報告書を読むと、先ほどの説明でもありましたけれども青海島、渋木・真木、俵山、深川、仙崎地区全ての幹線工事が完了したと書いてあります。先ほどの部長の補足説明で、この 3 年度に日置地区と油谷地区が完了したというふうな補足説明があったと思いますので、ちょっと 1 点確認をしたいんですけど、昨日断線があり

ましたよね。かなり長時間にわたって使えなくなってしまったと、インターネットとケーブルテレビが。それで、この令和 3 年度に油谷地区が完了したということですが、これは新しく引いた線が切れたということによろしいですか。

山田企画政策課長 令和 2 年度に整備した幹線、新しく整備したものが切れたといいますか、断線したということでございます。

綾城委員 これによると強風による断線というふうに書いてありますけれども、ちょっと油谷のことはわかりませんが、そこまでの強風だったのかちょっとわかりませんが、あの程度で切れてしまうというのがよくわからなくて、これは工事とか大丈夫だったのかなというふうに素朴に思ったんですけど。そのあたり如何ですか。

山田企画政策課長 ただ今報告を受けている限りでは、昨夜の 12 時過ぎに復旧したわけですが、周辺には竹林がございまして、その竹が線にあたって、クロージャから線が外れたというような状況と今、速報では聞いております。今朝はまだ聞いていないですけれども。その補強が必要かどうかについては、今後原因も含めて検証させていただきたいと思っております。

綾城委員 わかりました。替えたばかりでなってしまうと市民の方もどうなっているんだというふうに思う方もいらっしゃるかもしれない。長時間にわたって使用できない、割と長い時間だったので、防災の観点からそういったところというのは困るので、今後もあんまりこういうことが無いようにしっかりと管理していただきたいと思います。

山田企画政策課長 光ケーブルについては、指定管理者に管理を委託しております。その指定管理者の中には専門の工事業者さんも入っております。迅速に対応をしておりますので、こういう場合には対応をなるべく早くするようにしております。今後も起こらないように日常点検とか定期点検、これについては市も含めてしっかりやっと思っています。台風とか、そういうものが来る場合には、事前点検は徹底してやるようにしております。

綾城委員 だから、工事の不備ではなかったということですね。

山田企画政策課長 工事の不備ではないと思いますけれども、そのことも含めて今調査中でございます。

中平委員 決算書は 88 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード 035「光ファイバー網整備事業」、報告書は 24 ページになります。これは、執行率が 35.4%になった要因をお伺いします。

松岡デジタル推進室主査 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、半導体不足などから通信機器等の納期に大幅な遅れが生じたことから、令和 4

年度に工事が繰り越しとなったことから執行率が 35.4%になったところでございます。

中平委員 引込・宅内工事の遅れにより、利用者に工事の遅れることを事前に説明等をしましたか、お伺いします。

松岡デジタル推進室主査 引込・宅内工事の遅れにつきましては、工事が遅れることや工事の日程調整について、利用者の方に事前にご案内するため文書を作成しまして、各自治会内で回覧をしたことに加えまして請負業者による戸別の訪問、あるいはほっちゃテレビでのニュース番組、あるいは文字放送などで事前にご案内に努めたところでございます。

中平委員 決算書 88 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード 010「ケーブルテレビ施設等整備事業」について、令和 3 年度の事業実績についてお伺いいたします。

池永デジタル推進室主査 長門市ケーブルテレビにおきまして、自主放送番組等を制作するために必要な機材等のリース料となりまして、令和 3 年度は 4 種類のシステムのリース料でございます。

中平委員 同 88 ページ、同款、同項、同目、説明コード 030「ケーブルテレビ施設指定管理事業」について、令和 3 年度の事業実績についてお伺いいたします。

池永デジタル推進室主査 施設管理委託料 3,934 万円ですけれども、これはケーブルテレビ施設の指定管理料となっております。また、番組制作等委託料 199 万 9,800 円ですけれども、これは議会字幕放送業務委託料となっております。続きまして、施設改修等負担金 71 万 3,720 円ですけれども、こちらは光ファイバー網整備に伴う新規加入者工事等負担金となっており、対象工事は 40 件でございます。

綾城委員 関連です。指定管理者に指定管理をお願いしているということですが、インターネット、光ファイバー網を整備して、インターネットの契約者数が約 3 割増えて、主要な施策の報告書にも書いてあります。これから整備されて、指定管理者がインターネットの契約者を増やしていくために努力していかなきゃいけないというところだと思いますけれども、今後のインターネットの契約者の増加に対する取組について、この辺はしっかり頑張ってもらいたい、収入を増やしてほしいというところで、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

山田企画政策課長 インターネットの増加の取組でございます。今、旧 3 町につきましては今までの実績で、議員ご案内のとおり、約 3 割の伸びを示しています。今年度、旧長門地区が完成するわけですが、なかなか民間の事業者がいろんなキャンペーンと申しますか、いろいろな特典を設けていろいろ売

り込みをされている状況があると聞いておりまして、なかなか旧長門地区において 3 割増とかいうのは厳しい、相当営業をかけていかなければ難しいかなと思っております。その中で、やはり今後いろいろな機器の整備とか各戸を訪れる、指定管理者の職員が訪れるようなケースがある、そのときにしっかり売り込んでいくというようなことを私どもも言っていますし、指定管理者も申しております。そして、やはり民間同様ある程度そういう特典をつけた形で営業がかけられないかと、なかなか条例がございますものですから簡単にはいきませんが、競争していかなければいけないわけですので、そういった意味では何らかの特典をつけながらできないかということを指定管理者と今協議をしておるところでございます。

綾城委員 わかりました。1 点だけ、民間がキャンペーンを打ってやっているというところで、これって一応公共的な意味合いが強いというところだと思うんですけども、やっぱり行政的にはやっぱりキャンペーンを、民間のようにキャンペーンを、特典をつけるというのがある意味キャンペーンなのかもしれないですけども、キャンペーンをやっていくというのはやっぱりなかなか難しいですか。

山田企画政策課長 どのような手段があるかというのは今検討しておりますけれども、まずは条例は順守する必要があると考えておりまして、どこまでが可能なのかというところを今考えております。例えば加入負担金はしっかりいただくけれども、何らかの形でキックバックじゃないですけども、というのができないかというのは今検討はしているところでございます。

綾城委員 1 点だけ。条例のときにも話しましたがけれども、いずれにしてもスピードが上がってすごくお得だと思うので、しっかりと周知・告知をまずはやっていただくというところは頑張っていただきたいなというふうに思っています。

山田企画政策課長 市民の方への周知につきましては、ほっちゃテレビの告知だとか、うちの市広報にもしっかり掲載をさせていただきました。それとホームページにも掲載して、こういう料金体系、料金が変わりますよということも含めて周知をしたところでありまして。スピードも記載して周知は図っておるところでございます。

中平委員 決算書 88 ページです。同款、同項、同目、説明コード 700「ケーブルテレビ施設維持管理費」について、令和 3 年度の事業実績について伺いたします。

清水デジタル推進室主査 令和 3 年度の事業実績について、手数料につきましては支障移転工事によって必要となった電柱共架調査料 1 件 1,397 円、施設維持補修工事につきましては、支障移転工事が 4 件、計 832 万 2,600 円、新規加入者増による幹線増設工事が 1 件、10 万 8,900 円、三隅支局・日置支局高圧負

荷開閉器及び変圧器取替工事が 238 万 4,800 円となります。修繕費については、修理事案が発生しなかったため実績はありません。

中平委員 同じく決算書 88 ページ、同款、同項、同目、説明コード 900「ケーブルテレビ放送費」について、令和 3 年度の事業実績についてお伺いいたします。

清水デジタル推進室主査 令和 3 年度の事業実績は、番組審議会については令和 3 年度予算におきましては、必要な場合に備えて 2 回分の開催経費を計上しておりましたが、コロナ禍の影響により開催を見送ったところです。続きまして、放送番組の再送信手続きについては TVQ、TNC の再送信同意手続きを 2 件行いました。最後に使用料等の還付金については、過誤納による還付金 1 件、17 万 1,140 円です。

中平委員 決算書は 100 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 34 目「地方創生推進費」、説明コード 060「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」、報告書は 38 ページでございます。これは、JAL 機内誌掲載 4 ページをどれだけの方が読まれたのかをお伺いします。若干資料が 2019 年と古いので、現状の近い数字をお願いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 JAL に問い合わせましたが、発行数は現在未公表となっております。搭乗された皆様がお手に取られたかはわかりませんが、発行月の今年 3 月の全搭乗者数は延べ 194 万 1,351 人です。うち国内線が 180 万人。また、JAL の従業員 3 万 5,000 人のほとんどがこの冊子を目に通すそうです。

中平委員 私からは最後の質問とさせていただきます。この事業に対する費用対効果等がわかればお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 旅客機を利用される方の目的は様々ですが、割合的に多くの旅行者は含まれておるところです。機内でこの旅行中にこの冊子を手にする機会が多く、手を取る方々が求める情報と我々が発信したい情報がリンクする可能性は高いと考えております。

ひさなが議員 1 点だけすみません。決算書 31 ページ、32 ページ、歳入です。第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍ではこういった交付金が大きく目立つところもありますが、財源確保という部分においては各課と連携をして調整を図られていくという業務もあるかと思います。そういった中で、令和 3 年度における成果であったり課題がありましたらお伺いいたします。

山田企画政策課長 企画政策課が取り扱う補助金等についての成果と課題というご質問でございます。企画政策課では主に総務省や内閣府の地方創生関係の

交付金を中心に庁内へ情報提供を行い、事業計画の策定や交付申請等の調整を行っているところであります。令和 3 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか地方創生推進交付金、県のゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金等の調整を行いました。成果としましては、これらの交付金・補助金について事業計画の採択を受け、満額の交付決定を受けたところでございます。課題につきましては、地方創生推進交付金を例に挙げますと、コロナ禍の影響により事業規模の縮小等がございまして、KPI の達成が出来なかったということが挙げられます。企画政策課としましては、今後も国・県の動向にアンテナを張りながら補助金・交付金の有効活用に努めていきたいと考えております。

吉津委員長 それでは、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般にわたりご質疑はございませんか。

綾城委員 すみません、副市長に 1 点お尋ねがあります。今回、重村議員が一般質問でプレスについて、記者発表されたそのことについて触れられておりました。基本的に、この政治団体等から依頼があっても市としては発信していくよということでした。この考え方というのは、基本的に令和 3 年度もそうだったと。たまたま例がないだけで、令和 3 年度もそうだったんだろうなというふうに思ってますけれども、これはちょっと私も驚いたんですけれども、今後もそういうふうにしていきますよということでしたけれども、私はやっぱりちょっと違うんじゃないかなというふうに思ってます。やっぱり何でもオッケーというか、何でもござれというのは少し違うんじゃないかと。やっぱり政治団体とかそういったことは、やっぱり NG にしていくと、線引きをしていくと。そういったことは一つの一定のラインというのが、線が必要なんじゃないかと思っています。重村議員の一般質問で最後、もう 1 回重村議員が質されたときに、市長も少し柔軟な姿勢を見せられたんじゃないかなというふうに私は思ってますけれども、今後内部の中でこういった、今回のような扱いをどうしていくのかというのを 1 回検討されたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、副市長の見解をお尋ねいたします。

大谷副市長 それではご指名ですので、私からお答え申し上げます。一般質問での重村議員に対する答弁でございすけれども、これについては市長も答弁申し上げましたように、例えば宗教団体とか反社会的団体、こういったものは当然お断りをすると。ただ、今回長門市がこういった対応をしましたのは、私がこちらにまいりましてからもずっとそうなんですけれども、いわゆる市政記者クラブというものが長門市には存在しないと。常に萩の市政記者クラブに対して市民から発信される情報などは、便宜を図ると申しますか、そういう発信の機会が無いということで、私どもが間に立って、萩の市政記者クラブなり、

県政記者クラブにあります通信会社、萩の市政記者クラブにはいらっしゃらない会社の方もいらっしゃいますので、そちらにも直接ファックスを送信するなりして便宜を図ってきたところでございます。ただ、確かにおっしゃるとおり、外から見るとこれはどうかという懸念、疑念を抱かれるようなケースもあろうかと思います。それについては、庁内で内規をつくるなり、マニュアルをつくるなり見直しはしてまいりたいと思います。ただ、これはあくまでも県政記者クラブの例ではございますけれども、県政記者クラブはいわば県庁舎内に目的外使用という形で場所を提供され、その場におきましては、例えば今回問題となりましたような、選挙にこれから出馬を表明される方、これについてもこの記者クラブ内でその場が提供されているという実態があることはご紹介したいと思います。いずれにしても、外から見てこれはどうかというような疑念を抱かれないよう、庁内で内規をしっかりとつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 今一度、企画政策課所管全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課所管の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は 13 時からといたします。

— 休憩 11 : 54 —

— 再開 13 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 財政課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 主要な施策の報告書、財政の概要 2 ページから、経常収支比率が昨年度より 7.3%減少した理由と、数値の妥当性について伺いたいします。

睦田財政課総括主査 経常収支比率が昨年度より減少した理由としましては、臨時経済対策費の追加交付等により普通交付税が増えたことなどにより、分母となる経常一般財源歳入額が対前年度 10 億 1,577 万 7,000 円、プラス 8.5%と大きく増加したことが主な要因となっております。なお、県内他市におきましても平均が 89.7%と、昨年度の 95.6%より 5.9%減少していることから妥当な数値だと考えておりますが、県内平均と比べて高い水準となっておりますので、引き続き経常経費の縮減や財源の確保等が必要だと考えております。

ひさなが委員 次に、実質収支率についてですけれども、こちらは昨年度より

5.4%増加しておりますが、その理由と評価について伺いいたします。

睦田財政課総括主査 令和 3 年度決算は、前年度に比べて歳入歳出ともに減少しておりますが、歳入の減少額が歳出の減少額を下回り、実質収支額が 15 億 4,663 万 8,000 円で、対前年度 7 億 4,120 万 5,000 円、プラス 92.0%と増加したことから、標準財政規模に対する実質収支の割合である実質収支比率が増加しております。これは歳入について、地方交付税が昨年度と比較して 7 億 4,288 万 4,000 円増加していることなどが大きな要因となっております。なお、県内他市もほとんどの団体において実質収支が昨年度より増加しており、本市においても令和 3 年度は特に実質収支が多かったと考えておりますが、このうちの 2 分の 1 は地方財政法第 7 条の規定により財政調整基金に積み立て、後年度の財源不足等に備えることとしております。

林委員 主要な施策の報告書の財政の概要の 8 ページ、市債現在高の状況が普通会計レベルで載っております。地方債現在高は、前年度と比較して約 13 億円減少しておりますけれども、令和 3 年度における取組とその評価について伺いいたします。

山崎財政課長補佐 令和 3 年度につきましては、当初予算編成時から交付税措置率の低い地方債の発行抑制に取り組んできたところでございます。また、情勢や執行状況等を適宜把握していくことで、早期に決算見込みを把握いたしまして臨時財政対策債の発行を取りやめるなど、地方債の発行そのものを抑制することができました。この評価についてでございますが、委員お示しのとおり、約 13 億円の地方債残高の縮減につながり、基礎的財政収支・プライマリーバランスについても昨年度に引き続き黒字となり、財政の健全化に大きく寄与していると考えております。

林委員 それで、この起債の中に、地方債の現在高の状況の中に一般単独事業債というのがございます。この中には当然、合併特例債というのも含まれていると思うんですけども、昨年の令和 2 年度の決算審査において、いわゆる決算年度、令和 3 年度末の合併特例債の発行可能残額というのが当時 12 億 2,200 万円ほどまだ残っているという言い方がいいのかどうかは別にして、ありますよということだったんですけども、概ねそういう見通しどおりになっているのかどうか、お尋ねします。

福田財政課長 合併特例債の令和 3 年度末発行可能残額見込みでございますが、委員お示しのとおりでございます。その後の 12 月の補正予算にて、仙崎中学校のプールの循環器の改修工事で 1,380 万円ほど充当しておりますので、結果、令和 3 年度末の発行可能残額は約 12 億 800 万円程度になっております。今年度既に 6 月補正と 9 月補正で 3,490 万円充当しておりますので、現在の直近の残高は 11 億 7,330 万円となっております。

林委員 次に、決算書の 19 ページ、20 ページ、第 12 款「地方交付税」、第 1 項「地方交付税」、第 1 目「地方交付税」についてお尋ねいたします。監査意見の報告によると、「地方交付税は前年度に比して 7 億 4,288 万 4,000 円、率にして 8.9%増加している」と、「これは市として普通交付税の特例的な追加交付等によるものである」というふうに決算審査意見書には書かれています。それで、この特例的な追加交付等というのは具体的にどういうものなののでしょうか。お尋ねいたします。

福田財政課長 委員お示しのとおり、普通交付税が昨年度に比べかなり増となっております。そのうち特例的な追加交付ということで、再算定と言っておりますが、この部分が約 3 億円ございました。理由といたしましては、令和 2 年度分の国税決算の上ぶれと令和 3 年度の国税収入の増額補正、この 2 点によりまして普通交付税における定率分、いわゆる所得税、法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額といった定率分が当初に比べまして増額したということにおいて、普通交付税の再算定が行われたということでございます。

林委員 それで、平成 17 年 3 月に合併をして、地方交付税の合併算定替えというのが 10 年間あって、段階的に縮減されていくということで、令和 2 年度から一本算定になっているはずなんです。こう見ると、その当時一本算定になったらガバッと、今までの歴代の財政課長が一本算定になったらもう交付税が、国勢調査のこともあるけれどもドンと減りますよみたいな話をしているんだけど、こうやって前年度と今年度と増えていっているというのは、私はどうも釈然としないというか。だから、新しい基準財政需要額に算定費目がどんどん新たに加わっていっていることが、増えているというか実質的に普通交付税が増額になっている要因なのかなと勝手に解釈して、そのあたりの一本算定との絡みでいうと、どういう形になるんですか。

福田財政課長 昨年の決算の分科会のときにも申し上げましたが、昨年度初めての一本算定ということで、社会情勢に合わせた費目の新設、令和 3 年度で言いますとデジタルトランスフォーメーションの推進ということで、地域デジタル推進費という費目が新設されました。この新設された費目だけで 8,000 万円の需要が見込まれております。そういった費目の新設や制度改正等で配分が厚くされた費目、高齢者関係の費目なんかも手厚く配分されてはおりますが、合併算定替えの減額見込みを令和 2 年度で言いますと 9,400 万円上回る需要額が算定された。結果的に、前年として令和 3 年度も増えたということでございます。

林委員 今、基準財政需要額の新たな算定費目が加わったというお話をされた一方で、決算の財政の概要を見ると、基準財政収入額は減少しておりますけれ

ども、この担当課としてこの基準財政収入額の減少についての見解というのを
お尋ねしたいと思います。

山崎財政課長補佐 基準財政収入額につきましては、普通交付税を算定するた
めに用いられるものでございまして、各地方公共団体の財政力を合理的に測定
したものであり、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入が一定の方法
によって算定されております。令和 3 年度の基準財政収入額は、対前年度で 1
億 7,546 万円、5.6%の減少となっておりますが、その主なものは市民税で 1 億
4,035 万 7,000 円の減少となっております。基準財政収入額につきましては、税
目ごとに課税客体の数量や前年度の課税実績などを基礎として算定されますこ
とから、予算や決算額と同じとはなりません、担当課としましても交付税が
本市の貴重な一般財源であり、歳入の 4 割程度を占める依存財源となっており
ますことから、税収の状況や算定内容を精査し、翌年度の財源を適切に見込ん
でいきたいと考えております。

林委員 今の答弁も踏まえまして、もう 1 点お尋ねいたします。昨年の決算審
査では「自主財源をいかに確保していくか、そういったことを目指していく」
というお話も出ておりましたけれども、この件について令和 3 年度の財政課と
しての取組と評価について、お伺いいたします。

福田財政課長 自主財源の確保ということにつきましては、持続可能な行財政
運営を行っていく上で非常に重要なことであると認識しております。その上で、
取組といたしましては市税の収納率向上、あるいは本市の魅力をしっかりと発
信し、ふるさと応援寄附金の増収、こういったことを図ってまいりました。令
和 3 年度におきましては、市税の概要にもありますとおり、収納率は市税全体
で現年分・繰越分とも上昇、また、ふるさと応援寄附金につきましては、前年
を大きく上回る 1 億 6,370 万円上回ったことについて、財政課としても一定の
評価と捉えているところでございます。

ひさなが委員 それでは、決算書 53 ページ、54 ページ、第 22 款「諸収入」、
第 1 項「延滞金、加算金及び過料」、第 3 目「過料」27 万 7,492 円ですけれど
も、この過料はどんな事案に対して発生したものでしょうかお伺いいたします。

福田財政課長 この過料が発生した事案につきましては、市内において無許可
で下水道への接続を行っていたことに対するものでございます。発覚に至る経
緯といたしましては、実際に接続されている本人さんが来庁され、上下水道局
にご相談があったことから判明したものでございます。27 万 7,492 円の算出根
拠は、本市での過去の事例に照らし合わせ、過去 5 年遡り使用料の 2 倍相当額
としております。なお、本件は下水道事業であるため、当事者との一連のやり
取りや詳しい事情の聞取りについては、上下水道局ですべて対応しております
が、過料処分というものが、地方自治法に基づく長の権限事項であり、公営企

業側がこれを課することはできないとされております。また、過料処分の効果は、長の権限に基づく行政目的達成の手段であり、下水道事業と直接の関係を持つものではないので、その収入の帰属を一般会計としているということでございます。

ひさなが委員 最後に 1 点なんですけれども、主要な施策の報告書 9 ページ、一般財源からの繰出金の状況、令和 3 年度のこちらについての見解をお伺いいたします。

山崎財政課長補佐 一般会計からの繰出金につきましては、法令や一定のルールに沿って一般会計から特定の事業に必要な財源として繰り出しているところであり、各事業会計への繰出金の状況は、主要な施策の報告書 9 ページのとおりになっております。令和 3 年度の総額では 20 億 5,018 万 7,000 円となりまして、対前年度で 1 億 3,082 万円の減少となっておりますが、社会保障関連経費の増加や少子高齢化による人口減少などにより変動しておりますことから、今後もその動向について注視していく必要があると考えております。いずれの事業会計につきましても公益性が高く、財源を負担していく必要があることから、一般会計においても財源を確保できるよう財政の健全化に努めてまいります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 13 : 16 —

— 再開 13 : 17 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 監理管財課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 それでは、決算書の 47 ページから 48 ページ、第 18 款「財産収入」、第 1 項「財産運用収入」、第 1 目「財産貸付収入」の収入未済額 477 万 6,641 円についてなんですけれども、この収入未済額につきましては、昨年度の決算審査において中平委員より質疑がありました。当時の課長がその答弁の中で、「延

長した移行期限に関しては令和4年3月10日としている」と言われております。この令和4年3月11日以降の対応についてお伺いすると同時に、今後この未済額をどのように取り扱っていくお考えなのかお尋ねいたします。

宮本監理管財課長 お尋ねの令和4年3月11日以降の対応につきましては、借受人から再度履行延期申請書が提出されたことから、長門市財務規則に基づき資力の確認を行ったところ、無資力に近い状態であることが確認できましたので、再度履行延期を承認したところです。なお、延期した履行期限に関しましては、令和9年3月10日としております。また、平成28年度から令和3年度までにおいて、現年分につきましては納付が確実に守られている状況です。

ひさなが委員 決算書67ページ、68ページ、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」、マイクロバス運転委託料616万円です。最近バス内に子どもが置き去りにされて亡くなってしまうなどの事件がありますが、事故が起きないために、運転手への委託をしている担当課として取組や留意したことをお伺いいたします。

宮本監理管財課長 マイクロバス運転業務委託につきましては、市がお願いした運行計画に従い、交通法規を遵守し安全運転を心がけていただくことなどを注意事項として委託しております。また、運転手は運転業務の終了後に必ず車内を確認し、清掃を行うことなどをされておりますので、最終チェックができる体制とも考えております。お尋ねのバス内に子どもが置き去りにされるなどの事故が起きないため、どのような取組をしているかにつきましては、長門市マイクロバス使用取扱要綱第10条に「マイクロバスの使用に際しては、関係課等の職員が添乗するもの」と定めており、職員等が必ず乗車責任者として乗車しなければマイクロバスの使用を許可しないようにしております。

ひさなが委員 続きまして、決算書73ページ、74ページ、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第5目「財産管理費」、市有財産維持管理費につきまして、市有財産の補修等工事、こちらは実際に行った工事の場所と内容についてお伺いいたします。

宮本監理管財課長 正門市1区の旧正門市市営住宅跡地につきまして、普通財産の活用ということで、令和2年度に一般競争入札により売却を行っております。売却後の残地について218平方メートルをアスファルト舗装したものでございます。

ひさなが委員 令和3年度の当初予算の審査では、「緊急に対応するための枠として100万円計上する」とされておりましたが、緊急に対応しなければならない場所、これは発生しなかったという認識でよろしいでしょうか。

宮本監理管財課長 隣接する民家など、他のものへ被害を与える等の緊急に対策を講じなければならない案件は発生しておりません。

ひさなが委員 市の市有財産は市内各地にあり、維持管理が難しいとは思いますが、令和 3 年度において適切に維持管理を行えるように留意した点は何でしょうか。また、担当課として留意した点についてどのように評価をされているのでしょうか、お伺いいたします。

宮本監理管財課長 監理管財課では多くの普通財産を抱えておりますが、維持管理に関して人的に十分な確保ができているとは考えておりません。限られた人員の中で監理管財課はもちろん、各支所にも協力いただき維持管理を実施している状況です。留意した点につきましては、民家に隣接しております市有地について、草が生い茂ったことにより迷惑をおかけすることがないように草刈りを実施するとともに、施設の破損により被害を与えることのないよう管理しているところです。

ひさなが委員 同じページです。同款、同項、同目ですが、コードは 015「市有財産利活用事業」227 万 6,560 円、令和 3 年度当初予算の審査では旧宗頭小学校の倉庫を解体後、利活用について新たな利活用を考えていないという当時の答弁でしたけれども、令和 3 年度 1 年間を通してはこちらの方針に変わりはありませんでしたでしょうか、お伺いいたします。

宮本監理管財課長 旧宗頭小学校倉庫の解体につきましては、老朽化に伴い倒壊の恐れがあることから解体したところです。当時、新たな利活用は考えていないとのお答えをしており、その後方針は変わらないのかとのお尋ねでございますが、倉庫を解体した場所は現在貸付中の施設に付随している土地のため、倉庫解体後の新たな利活用方法を見い出せていない状況であります。他の事業計画のない普通財産については、行政での活用はもちろんのこと、民間への貸し出しや売却などができないか検討を行い、有効な利活用を図っていきたいと考えております。

中平委員 この宗頭小学校の倉庫に関して、私は質疑した覚えがあつて、これは面積的には小さいものだという認識だったんですけど、その点 1 点確認したいんですが。どの程度の大きさだったのでしょうか。

宮本監理管財課長 解体した倉庫ですが、75.9 平米の建物でした。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、監理管財課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、税務課所管につきまして補足説明を申し上げます。こちらは歳入になりますが、決算書の 13 ページから 16 ページ、第 1 款「市税」では、前年度と比較して約 4,760 万円の増額となっております。これは、市民税や固定資産税等 6 つの税目のうち、都市計画税を除く 5 つの税目で増収となったことが要因で、特に市民税につきましては、個人市民税が納税義務者の減や新型コロナウイルスによる影響を受けたことにより 1,680 万円の減額となりましたが、法人市民税では緩やかながらも景気回復がございまして、業績が堅調な業種もあって 4,163 万円の増額となり、市民税全体では 2,483 万円の増額となっております。また、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による中小規模事業者への負担軽減措置があったものの、前年度の徴収猶予の繰越分の納付等により 1,076 万円の増額、市たばこ税につきましては税率の変更に伴い 937 万円の増額となり、合わせて 4,496 万円と大幅な増額となっております。また、収納率につきましては、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る徴収猶予の特例により令和 3 年度への繰越分の納付があったため、市税全体で 95.0%と前年度に比べ 2.3 ポイント上がったところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、令和 3 年度の決算資料、市税の概要の資料から質疑をさせていただきたいと思います。まずは 12 ページ、収納状況の執行停止について、執行停止の理由のうち外国人で出国したもののというのがありますがけれども、令和 3 年度における外国人で出国したことにより執行停止となった人数及び金額をお尋ねいたします。

木原税務課長 令和 3 年度における外国人の出国による執行停止は述べ 18 人、約 41 万 7,000 円になります。

ひさなが委員 わかりました。その下に不納欠損という欄がありますけれども、執行停止から不納欠損になる仕組みについて今一度伺いたいします。

木原税務課長 執行停止から不納欠損となる仕組みについてお答えいたします。滞納者につきまして調査をしました結果、地方税法で言いますところの第 15 条の 7 第 1 項第 1 号から第 3 号にあたる、第 1 号、滞納処分をすることができる財産がないとき、第 2 号、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、第 3 号、滞納者の住所及び滞納処分することができる財

産がともに不明であるときに該当する場合には、滞納処分の執行を停止することができます。そして、この地方税法第 15 条の 7 第 4 項によって、この執行停止が 3 年間継続したときには納税義務は消滅いたします。また、執行停止中も時効は進行していますので、執行停止が 3 年継続するよりも先に 5 年の時効を迎えた場合には、法第 18 条第 1 項により納税義務が消滅いたします。さらに執行停止の案件が法第 15 条の 7 第 5 項に該当する、徴収することができないことが明らかなきときには、納付し又は納入する義務を直ちに消滅させることができる規定により、課税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行いまして対象となる税を調定から削除いたします。

ひさなが委員 令和 3 年度において執行停止になったのち、また納税を再開された件数がありましたらお伺いいたします。

木原税務課長 令和 3 年度におきまして、執行停止になったのち納税を再開された件数につきまして、執行停止に該当する事実がないと認められる場合にはその執行停止を取り消さなければなりませんけれども、この令和 3 年度においては財産調査及び現況調査をしました結果、2 件の執行停止を取り消し、納税を再開いたしました。

林委員 同じく、市税の概要 13 ページの (6) 収入未済の状況についてお尋ねします。まず確認しますが、滞納額の合計金額が 1 億 7,967 万 9,000 円となっておりますけれども、まずこの内訳について。

木原税務課長 滞納額の内訳につきまして、令和 3 年度の収入未済額はまず個人市民税 1,656 万 6,000 円、法人市民税 13 万 1,000 円、固定資産税 1 億 5,162 万 9,000 円、軽自動車税 111 万 8,000 円、入湯税 80 万 1,000 円、都市計画税 943 万 4,000 円となっております。

林委員 今確認しましたが、固定資産税が 1 億 5,162 万 9,000 円と、その収入未済の金額となっておりますけれども、この理由、固定資産税の滞納について担当課としてはどう分析されているのか、あわせてこの滞納についての対応、収入未済への対応についてお伺いいたします。

木原税務課長 まず、固定資産税の滞納額が大きいのはなぜかという問いでございしますが、これにつきまして固定資産税の滞納額が大きくなりましたのは、固定資産税自体が資産を持つものに課税される税で、ご本人さんの収入の多寡に関わらず、不動産を所有しているものに課せられることとなりますので、収入の低い人やそれから法人等の倒産、自己破産等があった場合に、その所有する物件の処分、これは財産を管理する管財人による財産整理等が行われるまで課税されるために、多額の未納額が残ったことによるものでございます。それから、この滞納額についての対応でございしますが、滞納額のあるものの倒産あるいは自己破産につきまして、地方裁判所の決定が出る以前であれば財

産の差押等の滞納処分が可能でございますが、不動産等につきまして税よりも優先される抵当権等の設定がされている状況もございます、滞納請求にそちらのほうが優先するということもあり、国税徴収法の第 48 条で禁じられております無益な差押に該当することとなり得る可能性もございます。そのため、差押の判断を慎重に行う必要があります。この差押等ができないものにつきましては、破産等決定後に交付要求を行うこととしております。

林委員 これで最後にしますが、市税が前年度より確かに滞納額は減少しておりますけれども、やはり 1 億 7,967 万 9,000 円という数字、金額、税の公平性というのもございますので、担当課としてこの対応についての見解というのをお尋ねしたいと思います。

木原税務課長 確かに、令和 3 年度の収入未済額は 1 億 7,967 万 9,000 円となっており、数字としては大きな数字となっております。収入未済額を減少させるために、税務課としては納め忘れ等の方や少額の滞納者に対しましては早期の納付勧奨を行っております。滞納者への早目の督促、催告書の送付や個別事情の調査を行って、その結果、分割納付やそれから臨戸による徴収、差押等の処理を行ってきております。その結果、年々滞納額は減少してきたところではございます。過去 10 年間の収入未済額で言いますと、平成 25 年度には 4 億 5,200 万円あった未収額が、令和 3 年度には 1 億 7,967 万 9,000 円というかたちで 2 億 5,000 万円の減額となっております。ただ、その 1 億 7,967 万 9,000 円の収入未済額のうち 1 億 6,106 万 3,000 円、率にして 90%を占めているのが固定資産税及び一部地域でかかっております都市計画税となっております、先ほどご説明いたしましたように固定資産税及び都市計画税は収入の多寡にかかわらず不動産を所有しているものに課せられるものでありますこと、それから法人等の倒産や自己破産等があった場合等に、その所有する物件が処分されるまでの間課税されるため、多額の未納額が残るようになっていところでございます。収入未済額につきましては、今後とも滞納者個々の事情をより十分に調査いたしまして、十分に把握した上で各種法律や債権管理マニュアルに基づいて適正に処理してまいりたいと考えております。

ひさなが委員 市税の概要の 11 ページです。先ほど少しお話も出ておりました、差押の件についてですけれども、差押件数の推移を見ますと、年々減少してきております。この状況について担当課の考えをお伺いいたします。

木原税務課長 それでは、差押の件数の減少についてお答えいたします。差押件数は、年が経つにつれまして減少傾向にあります。令和 3 年度の差押件数は 82 件で、前年の 70.1%という形で減少しております。この減少の要因といたしましては、第一に滞納者及び累積滞納金額が減少したことが挙げられます。また、徴収対策室のほうでは滞納の累積額の増加や現年分の次年度への繰り越し

を防ぐために、催告に反応がない人や少額の滞納者であっても早期に対応するために実態調査、財産調査等を行いまして差押等を行っております。ただし、大口の滞納者や倒産案件等につきましては、滞納となる以前からの抵当権等の設定がされておるため、差押の効力がなく、なかなか処分できない物件等も多く存在しております。調査を慎重にした結果、換価できるものが少なく、通常の生活や営業、それから正業に影響を及ぼさない額等の幅が狭くなってきている傾向にありまして、このため差押件数も減少傾向にあると考えております。

ひさなが委員 では、次は決算書 101 ページ、102 ページ、第 2 款「総務費」、第 2 項「徴税費」、第 2 目「賦課徴収費」、第 10 節「需用費」、第 12 節「委託料」、第 22 節「償還金、利子及び割引料」、こちら不用額が載っておりますが、この不用額について、多額の不用額が発生した理由について伺いたいします。

木原税務課長 まず 10 節「需用費」でございますが、これにつきましては納付書等通知書の印刷に関わる経費が入札により当初の見込額よりも少額で済んだことによる残額になっております。次に 12 節「委託料」ですが、これにつきましては地籍図の訂正等によります地積測量委託と不動産鑑定委託に令和 3 年度は該当がなかったこと、それから確定申告の際の給与支払報告書の電子提出の推進によりまして、紙で提出されたもののパンチ入力委託をしているんですが、これの委託件数が減少したことによる残額になります。続きまして、22 節「償還金、利子及び割引料」につきましては、主にこれは市税の還付金及び還付加算金を還付する項目になりますが、前年度以前に納入されました市税について修正申告や確定申告等により税額が下がった場合の差額分の返還や二重納付された税について返還するものです。特に法人市民税の確定申告において、いったん納入された予定納税額や中間納付額の多額の還付が発生しても対応できるようにするために、額を見込んで予算計上しておるところであります。特に令和 3 年度につきましては、令和 2 年中の法人市民税について予定納税があったものの、確定申告時に新型コロナが影響し損益の悪化が見られ、還付となる法人が増える可能性を考慮して、例年よりも 800 万円多い予算を計上しておりました。ただ、緩やかな景気の回復と業績が堅調な業種もあったために還付する税額が 1,013 万 2,328 円と、例年と同程度になりまして不用額が 1,239 万 8,672 円と過大になったものでございます。

吉津委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般にわたりご質疑はありませんか。

ひさなが委員 市税に関しては、非常に市にとって大事なものであると考えますし、ただ税の徴収に関しては個別の事情に寄り添いながら対応していく必要があると思いますけれども、徴収対策本部としてどのようなことに留意しながら徴収に臨んでいるのか、差押等を行っているのか、細かいところは先ほど出

ましたけれども、総括的に伺いできればと思います。

大谷副市長 それでは、徴収対策本部の本部長として私からお答え申し上げますと存じます。今のご質問につきましては、こちらにいらっしゃる林委員からも例年ご指摘をいただいて、担当の私のほうからお答え申し上げます。今回、8月にも徴収対策本部の会議を開かせていただきましたが、その場におきましても国税庁の通知を取り上げまして、徴収職員は大きな権限を与えられているけれども、権限を行使するにあたっては滞納者の生活や事業に重大な影響を及ぼすことから、滞納者の実情や個別の事情に十分配慮し、適正に実施しなければならないという旨は、本部会議で私から各本部員に指示をさせていただいたところでございます。また、これは税に関連してではございますけれども、今年の1月に総務省の自治税務局長通知が発出されておまして、新型コロナウイルス感染症の影響によって納税が困難な方に対する対応、これについては柔軟かつ適切に対応するように依頼が来ているところでもございます。このことも合わせて参考に、ということで伝えてはおります。確かに昨年、滞納整理をしっかりと進めておまして、催告書の発送、それから臨戸、そして差押や停水と、こういったものによりまして滞納整理も不十分ではありますけれども、行われたところでございます。しかし、本会議での答弁でも申し上げましたけれども、例えば上水道の停水と、この停水という事態に至ることについては、滞納者の生命に関わる問題でもございます。そういったことを十分担当者はしっかり認識をして、どうしてもこれはやらなきゃいけないんだという個別の事情を勘案して、停水なら停水に及ぶという、この強い権限と言いますか、それを常に胸に秘めて徴収対策に臨んでほしいということを改めて、私から指示したところでございます。

吉津委員長 今一度、税務課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 13:49 —

— 再開 13:50 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、防災危機管理課所管につきまして補足説明を申し上げます。決算書の95ページから98ページ、第17目「防災対策費」につい

てですが、主要な施策の報告書 31 ページ「長門地区告知端末整備事業」でござ
います。令和 3 年度において、長門地区の告知端末未設置の家庭に対し設置の
勧奨及び意向調査を行いまして 600 件弱の設置希望があったところございま
す。宅内工事につきましては、光ファイバー網整備工事と同時に行うこととし
ておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして半導体不足等
により通信機器等の納期に大幅な遅延が生じたため、光ファイバー網整備工事
が令和 4 年度へ繰越しとなりましたことから、告知端末の設置工事につきまし
ても繰越しとなったところでございます。次に、主要な施策の報告書 32 ページ
「洪水ハザードマップ作成事業」では、市内の県管理 6 河川について、概ね「千
年に一度」の洪水による浸水想定区域の見直しを反映したマップを作成し、対
象世帯に配布いたしております。また、主要な施策の報告書 33 ページの「防災
備蓄整備事業」では、災害時等の避難者用備蓄品について、今後も市防災備蓄
計画に基づき、年次的に更新・拡充を図ることとしております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。
ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 決算書 96 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第
17 目「防災対策費」、説明コード 020「防災意識啓発事業」、業務等委託料 374
万円の令和 3 年度の成果と課題をお伺いいたします。

井筒防災危機管理課長 成果につきましては、浸水想定区域を対象地区の皆様
にお知らせができたことと、課題につきましては、防災講座への今後の活用と
防災意識を向上させて、結果として避難行動につなげることとなります。

ひさなが委員 自主防災組織育成補助金 22 万 640 円が出ておりますが、こちら
についても令和 3 年度の成果と課題をお伺いいたします。

井筒防災危機管理課長 成果につきましては、必要とする自主防災組織の活動
支援ができたこととなります。課題につきましては、補助金をより活用してい
ただきまして自主防災組織の活動を盛んにしていただきたいということになり
ます。

ひさなが委員 地域防災組織育成助成事業費補助金 200 万円、こちらについて
も令和 3 年度の成果と課題をお伺いいたします。

井筒防災危機管理課長 成果につきましては、田屋区防火隊の防災活動に必要な
資機材の整備ができたこととなります。課題につきましては、今後継続的に
防災訓練等の防災活動を続けていただくことと、また、そのためには訓練の協
力とか防災活動に関する相談等の支援となります。

ひさなが委員 現在設置されている自主防災組織の令和 3 年度の活動状況につ
いて、把握されている限りでお願いいたします。

井筒防災危機管理課長 江良区、古市自治会において、令和 3 年度に防災講座

を受講されております。また、板持 3 区においては、避難訓練をされております。その他の組織の活動につきましては、自主防災組織に対して定期的な報告等は求めておりませんので把握してはおりませんが、おそらく訓練等は実施されていないものと思われます。

ひさなが委員 実際に自主防災組織は動いてこそ意味があるものだと思います。自主防災組織が動く基準を市が定めるであつたり、市が指令を出すという考え方についてどういった見解をお持ちでしょうかお伺いいたします。

井筒防災危機管理課長 自主防災組織が動き出す基準ということで、避難情報について警戒レベル 3、高齢者等避難が発令された場合は避難行動が必要になります。自主防災組織だけでなく、一般の方と行動基準については同じでございます。

綾城委員 令和 3 年度で、自主防災組織への補助金は 20 万円ぐらい執行されてますけど、実際どこの団体が設立されたんですか。

井筒防災危機管理課長 令和 3 年度は、日置の古市自治会でございます。

綾城委員 1 団体が設置されたということですがけれども、令和 3 年の活動状況は聞きました。高齢者等の避難指示のときに自主防災組織は動いていただくのが望ましいということも聞きました。（「聞いていないでしょ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。もう 1 回聞きますね。現在設置されている自主防災組織の令和 3 年度の活動状況、すみません、もう 1 回いいですか。

井筒防災危機管理課長 活動状況につきましては、先ほどお伝えしたものとかぶりますけれども、江良区と古市自治会で防災講座の受講と板持 3 区の避難訓練です。

綾城委員 現在設置されている自主防災組織のこれまでの避難活動の状況について。

井筒防災危機管理課長 避難活動につきましては、詳細については把握しておりません。

綾城委員 もう一度聞きます。次が、災害前の自主防災組織が動き出す基準についてお伺いします。

井筒防災危機管理課長 先ほどもお答えしたかと思うんですがけれども、自主防災組織に限らず一般の方同様、警戒レベル 3、高齢者等避難からが住民の方に避難していただく基準になりますので、この情報と同時に自主防災組織、住民の方含めて動いていただければということでございます。

綾城委員 すみません。この前の台風で、これは令和 4 年になっちゃいますけれども、令和 3 年、4 年も含めて、この前の台風も含めて、災害前に高齢者等の避難指示が出ましたよね。自主防災組織が実際に動いたという例はありますか。

井筒防災危機管理課長 今回は、板持 4 区において浸水が想定される御宅があ

って、その方からこちらのほうに相談がありまして、結果的に自主防災組織と
いうか、自治会のほうで対応されたという情報は得ております。

綾城委員 わかりました。これは令和4年ですけどね、この前の台風ですけど、
すごく思うのは、あれはさすがに避難行動をしたほうが良かったのかなと思う
んですよね。風が吹き始める前に。だけど実際に今も言われたように、一部の
ところが少し動いただけで、実際は機能していない。あのレベルで機能しなか
ったら今後、自主防災組織が動く災害っていうのはあんまりないんじゃないか
なってしまうぐらい、本当につくったのはいい、やったのはいい——いや、それ
は頑張っていらっしゃいますよ。けど、実際に動かないと意味がないので、い
ざあのようなときになったら、自主防災組織の会長というか団長というか、そ
の方に判断を委ねるというのは、少しハードルが高いというか、言いにくいん
じゃないかなと思うんですよね。片やこの人にとっては、別にいいじやな
い、これぐらい大丈夫でしょ、今まで大丈夫だったからと思う方もいらっしゃる
かもしれない。もう1人の人はどうしよう、どうしよう、どうしよう、どう
しよう、そのまま風が吹き出して、逆に家にいた方がいいよという状況になっ
ちゃうかもしれないと、判断はそれぞれだと思うんですよ。ただ、ある程度、
私が思ったのは行政のほう基準はある程度あるわけだから、そこを示して、
自主防災組織を立ち上げているところは、こうした高齢者等避難指示のときに
動いてくださいよっていうのを市のほうである程度リードする。癖づくまでは。
ということをしてあげた方がいいんじゃないのかなというふうに思うんです。
如何ですか。

井筒防災危機管理課長 今おっしゃられたことは、よくわかるんですけども、
高齢者等避難、自主防災組織の中にも高齢者、高齢者じゃない方いろいろいら
っしゃいます。高齢者等避難は高齢者と障害のある方、避難に時間がかかる方
に対する避難命令でございます。その上の段階に避難指示がありまして、一般
の方であれば避難指示で逃げていただければいいんですけれども、自主防災組
織の中には高齢者の方もいらっしゃるし、若い方もいらっしゃるかと思います。
その辺で、一律に例えば高齢者等避難で皆さん逃げなさいというのをこち
らで指示するのは難しいんですが、自主防災組織の中でそれは、高齢者等避難
が出たら皆で逃げましょうとされる分にはいいかと思うんですけれども、こち
らのほうから一律にこれで動いてくださいということはなかなか言いづらいとい
うことが現状でございます。

綾城委員 わかりました。最後1点です。いずれにしても今後、特に地域でそ
ういった団体をつくられているところには、それが基準なんですよということ
の周知徹底というか、そこはまずしていただきたいというふうに思います。よ
ろしいですか。

井筒防災危機管理課長 なかなか高齢者等避難、避難指示の違いがわからないという方も一般の方いらっしゃると思います。防災講座を通じて、その意味合いをよく理解していただけるような取組はしていきたいというふうに思います。

中平委員 今、井筒課長がお答えいただきました板持 4 区において、浸水被害が想定される御宅について自主防災組織で対応されたということですが、これは地域福祉課の災害時要支援者というのを募っているというか、そういう計画を出してくださいよと、自治会等をお願いして、そういうルートで自主防災組織に話がいったものなのか、それは全然違って自主防災組織が自主的に避難支援を行ったのか、その辺をお伺いいたします。

井筒防災危機管理課長 この板持 4 区の方につきましては、こちらのほうにお電話がありまして、要支援におそらく該当される方だと思うんですけども、娘さんのほうが心配をされまして、こちらのほうから板持 4 区の自治会長というか自主防災会の会長に、こういった方からご相談がありましたということを返したということで動かれたというのが実情でございます。

ひさなが委員 決算書 97 ページ、98 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 19 目「諸費」、説明コード 010「防犯灯設置事業」の財源についてですが、国交省の社会資本整備総合交付金に想定される主な事業例として防犯灯、防犯カメラとありますが、この交付金を利用されなかった理由についてお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 社会資本整備総合交付金につきましては、整備計画によって事前に設置を計画した比較的大きいというか、規模の大きいものが対象で、本市のように必要に応じて設置するというようなものにつきましては整備計画というのが立てづらくて、この交付金の活用が難しいということが理由です。

ひさなが委員 決算書の 95 ページ、96 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 15 目「交通安全対策費」、説明コード 900 の交通指導員報償についてですが、当初予算より減額がされております。その理由をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 交通指導員は 9 名いらっしゃいまして、1 名を雇用して 10 名分を予算化ということをしておったんですけども、この 1 名が雇用できなかったことと、想定外に年度当初から 1 名が辞められたために結果的に、正味 8 名分の指導員報償となったことが要因でございます。

ひさなが委員 決算書の同ページ、同款、同項の第 17 目「防災対策費」、第 10 節「需用費」の不用額 98 万 9,399 円の理由、内容についてお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 告知放送のシステムと防災行政無線の修繕料、合わせ

て 100 万円程度見込んでおったんですけれども、これが 25 万円程度で済んだことで約 75 万円の残と、防災備蓄品の購入が入札残が 16 万円出まして、この 2 つでだいたい 91 万円、これが大きな原因でございます。

ひさなが委員 同款、同項、同目、主要な施策の報告書は 31 ページです。先ほどご説明がありましたけれども、告知端末の整備事業についてですけれども、事前の意向調査では 2,900 世帯に対して 600 人弱の設置希望があったとのことですが、予算委員会では長門地区のほっちゃテレビを契約されている方で音声告知端末が設置されていない 3,698 件の方がいらっしゃるという発言もありましたが、意向調査が 2,900 世帯になった理由をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 対象者をもう一回精査いたしまして、事業所等は除き個人にしたことと、アパート等で契約者の名義が重複しているものを一本でいって対象外にしたために、調査数が減ったものです。

ひさなが委員 予算の委員会では、長門、三隅、日置、油谷地区全体の 63.6% の 2,350 台は付けて欲しいと会議録にはありましたが、令和 3 年度末の設置率、62% の結果であったことをどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか、お伺いします。

井筒防災危機管理課長 音声告知端末の設置につきましては、あくまでもご本人の希望によるもので、強制ができないということでございます。ただ、今後も設置を希望される方には設置ができる予算を組んでおりますので、引き続き、少しでも設置率が上がるようにしていきたいというふうに考えております。

ひさなが委員 今後の課題として、避難行動要支援者世帯等での設置向上に努めるとありますが、対象世帯数をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 避難行動要支援者数は、今年の 6 月時点で 1,228 人です。避難行動要支援者が個人での登録のため、世帯数については把握しておりません。

ひさなが委員 市民の中には、ほっちゃテレビに加入していないと告知端末が設置できないのではないかと、使用料がかかるなどと誤解をされている方もいらっしゃいます。このような方々は設置をしたい方だと思います。月々の使用料はかからないことを、わかりやすく広報していく努力が必要だと思いますが、如何でしょう。

井筒防災危機管理課長 今後、広報誌、ホームページ、ほっちゃテレビ、防災講座等において、お知らせしていきたいというふうに思います。

ひさなが委員 主要な施策の報告書 33 ページ、防災備蓄整備事業についてですが、執行率が 83.4% となっております。備蓄品購入の年次計画としては計画通りなのではないでしょうかお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 年次計画どおり購入しておりますが、入札による減額

となります。

ひさなが委員 決算書 97 ページ、98 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 19 目「諸費」、第 14 節「工事請負費」の不用額について理由をお尋ねいたします。

井筒防災危機管理課長 防犯カメラの設置の工事費でございます。防犯カメラの設置につきまして、信号のある柱に設置しようとしたんですけれども、警察の許可が年度内に下りなくて、設置工事が結果としてできなかったことが原因でございます。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、防災危機管理課所管全般にわたりご質疑はありますか。

中平委員 私、これはかなり前から自主防災組織の命令系統について、期しくも綾城委員も言われまして、荷が重いと。考えていることはですね、まず消防団がしっかりしているところは、これは実際にはつくらなくてもいいんですよ、自主防災組織は。本当に思っているのは、命令系統の混乱によって助かる命も助からなかったり、二次災害、三次災害とかにもなりますので、その辺りの自主防災組織及び——これは特にへき地においての、そういう命令系統等の確定を市の方でとらないといけないと思うんですよ。消防もありますし、消防団もあります、自主防災組織もありますので。その辺り副市長は、この問題提起をして 3 年ぐらい経つものですから、その辺りのお答えは出ますでしょうか。

大谷副市長 私のほうからお答えを申し上げます。おっしゃるとおり、先ほど綾城委員のご指摘もありましたように、本市は消防団に関して申し上げれば、県内でも結構加入率が高く、1,000 人近くの方々に消防団に入っていただいております。その一方で自主防災組織は、防災危機管理課から各地域でつくってほしいということで予算を立ててお願いをしていると。そしてもちろん、常備消防もございます。そういったところが、確かに委員ご指摘のように、いわゆる指揮命令系統と申しますか、どちらから、どういう風に情報が流れて、そして実際の要支援者を助けていくのか、この辺りが輻湊しているんじゃないかという点については、私も個人的には委員おっしゃる通りだと思います。したがって、まずは先ほども担当課長が申し上げましたように、この度、いわゆる警戒レベルが 1 から 4 という、そこがはっきり今回整理をされて、そして警戒レベル 3 については高齢者等避難と、こういったことをまずは市民の皆様全員に対し、周知に努めていかなければならないと思います。いわゆる自助の部分ではございますけれど、その一方で先程のいろいろな問題点、そういったところをこの際、せっかく自主防災組織を各地につくっていただきたいということで、

そういう要請もしているわけですので、ご指摘のような点が無いように今一度、関係各課、改めて集まって、その点をどのようにすれば、しっかりとした指揮命令と言いますか、情報伝達ができるのか検討してまいりたいというふうに考えております。

吉津委員長 今一度、防災危機管理課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さまは、自席で待機願います。

— 休憩 14 : 14 —

— 再開 14 : 16 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

松永会計管理者 会計課所管に係る補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、決算書 71 ページ、72 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 4 目「会計管理費」につきまして、過去に定期監査報告書の中で、支出負担行為の確認が整理すべきときに行われていないものがあつたと監査委員から指摘をされております。こういったことが起こらないように、令和 3 年度はどの様に取り組まれたのかお伺いいたします。

松永会計管理者 支出負担行為の整理すべき時期の錯誤による支払遅延によって、債権者の方にご迷惑をおかけすることは決してあってはならないことでございます。令和 3 年度における再発防止対策として、新システムにおいては担当者が起票する際、支払期限を超過する場合には要確認のメッセージが表示され、担当者の注意を促すことが可能になったことが挙げられます。会計課といたしましては、支出手続きの時期を経理上明確にし、支出漏れのないよう徹底した支出伝票の確認及び審査に努めているところでございます。

ひさなが委員 決算書 53 ページ、54 ページ、第 22 款「諸収入」、第 2 項「市預金利子」、第 1 目「市預金利子」についてお伺いいたします。令和 2 年度の決算額よりも増額している理由をお尋ねいたします。

松永会計管理者 令和 3 年度は、歳計現金において 20 回の運用、77 万 8,430 円を市預金利子に運用益として計上しております。資金運用計画は、各課から 100 万円以上の収支の予定の報告を基に立てております。その中で、支払準備金

に余裕があれば余剰金を定期預金等に預けます。歳入と歳出のタイミングによりますが、その余剰金が多額かつ支払予定日までに余裕があれば多額の預金を長期間預け入れできることとなります。令和 3 年度は、比較的多額の金額の長期預け入れができたことが令和 2 年度よりも利息が増額した要因でございます。

ひさなが委員 全体的になんですけども、会計課として正確な収支見通しの把握に努め、資金の収支計画に基づいた支払準備資金の確保と運用をしなければならぬと思いますが、歳計現金や基金など、この令和 3 年度決算において会計管理者としてどういう成果や課題があったのかをお尋ねいたします。

松永会計管理者 歳計現金の運用につきましては、各課からの収支報告を徹底し、先ほど申し上げましたとおり正確な資金運用計画に努めた成果があったと思っております。基金運用につきましては、令和 3 年度においては、預金及び債券にかかる利子及び配当金として 722 万 8,755 円と債券の入れ替えによる基金運用益 264 万 7,274 円の収益を得たところでございます。安全性の最優先を基本原則とし、流動性を確保しながらも高額の運用益が見込まれる効率性を考慮した債券運用など、今後も基金所管課長等と意見調整をさらに図っていく必要があると考えております。

ひさなが委員 決算書 71 ページ、72 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 4 目「会計管理費」の節についてなんですけども、第 10 節「需用費」と第 17 節「備品購入費」の不用額の内容をお尋ねいたします。

君川会計課長補佐 まず、備品購入費につきましては令和 3 年度、電話回線を利用いたしまして振込及び口座振替データのデータ伝送をするためのパソコン及びプリンタ等の周辺機器の購入のための予算でございましたが、令和 4 年度から指定金融機関であります山口銀行がセキュリティ性能の高い LGWAN 回線を利用したデータ伝送が可能となるという体制が整ったため、令和 3 年度の支出を見送り、予算が不用になったものであります。需用費につきましては、事務費の節約というところと、予定しておりました修繕料等の予算を執行しなかったため残予算として残っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、会計課所管全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

椎葉選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会としての補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。

ひさなが委員 選挙についてですけれども、令和 3 年度は選挙の大変多かった年だと思いますけれども、市民の投票行動などに新型コロナウイルスの影響があったと思われますでしょうか。担当課のご意見をお伺いいたします。

椎葉選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により投票に行くことを控えるということがないよう、有権者の皆様に安心して投票してもらえる環境づくりを整えることが重要と考えまして投票所、開票所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成しまして、事務従事者の職員へ配布を行ったところです。また、感染症拡大防止対策として、アルコール消毒液を各投票所に準備したほか、投票の際は使い捨て鉛筆を使用するようにしたところがございます。このような感染症拡大防止対策に取り組みましたが、コロナ禍では普段の生活においてもなるべく外出を控えるという方も一定数おられるというふうに思いますので、選挙管理委員会としてもはっきりとしたデータは持ち合わせておりませんが、投票率への新型コロナウイルス感染症の影響は少なからずあったのではないかと考えております。依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではありますが、今後も有権者の皆様が安心して投票に来ていただけるよう、しっかりと感染防止対策に努めたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、選挙管理委員会事務局所管全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了いたします。

次に、監査委員事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

林監査委員事務局長 監査委員事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了いたします。

本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは 11 日、午前 9 時 30 分から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。

— 延会 14 : 25 —